

総務常任委員会
決算常任委員会総務分科会

（平成24年9月13日）

早川新平委員長

おはようございます。

昨日に引き続きまして、会議を再開させていただきます。

冒頭、委員の皆様にご報告を申し上げます。昨日お話しさせていただきました、会期中の所管事務調査、正副で、今回はなしという形で決定させていただきましたけども、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ありがとうございます。並びに、お手元に政策推進部のほうから、昨日の霞4号幹線におけるリダンダンシーの文言という意見がありましたけども、資料を配付させていただきました。説明はもうなしということでご理解ください。リダンダンシーはちゃんと概要のところの上から3段目にも記載をされておることがございましたので、ご参照していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは部長、よろしく願いいたします。

藤井政策推進部長

よろしく願いいたします。追加のご質問、よろしく願いいたします。

早川新平委員長

それでは委員の皆さん、まだ質疑が、昨日残っておるということで、たくさんの方が挙手をされましたので。

森 康哲委員

港湾の関係、港湾費のところちょっとお尋ねしたいんですけども、この中に、平成22年度までの中にならば2のことが記載がないんですけど、その辺、資料がありましたら教えてほしいんですけど。

早川新平委員長

どなたが答えて。

藤井政策推進部長

それは、いなば2の船の話ですか。

森 康哲委員

はい。

藤井政策推進部長

船は、今のまちづくり振興事業団、たしかレジャー施設協会が保有していた船ということですね。それを、セラヴィ観光汽船が代船として確保したことについてのことでよろしいんですかね。

森 康哲委員

代船の前にシーワープと併用して、少ない人数のときにはこっちを使ったり、またシーワープが壊れたときには代用船で使うというふうに最初はなっていたと思うんですけど。あと観光用にも使うと。臨時便にも使うと。

藤井政策推進部長

済みません。ちょっとその辺について、今までの議員説明会等でも、その辺の資料を出して説明をした記憶が余りございませんで、ちょっと調べて整理をさせていただきたいと思いますが。

早川新平委員長

森委員、よろしいですか。

森 康哲委員

わかったら教えてください。それと引き続きいいですか。

早川新平委員長

結構です。どうぞ。

森 康哲委員

浮き棧橋なんですけども、これ、幾らでリース。総額が1億3000万円で、売却が525万円ということでよろしいですか。

森政策推進課副参事

政策推進課の森でございます。

委員がおっしゃられるように、政策推進部の資料の8ページになりますが、こちらの浮き棧橋リース料というところで、1億3900万円弱ということで、これが全体の額になります。昨年度、一般競争入札で売り払いを行いまして、その売り払い額が525万円という形になっております。

森 康哲委員

そうすると、一括でリース清算した額は幾らでしたっけ。

森政策推進課副参事

一括でリース清算と言われますと。繰り上げ償還をした額という理解でよろしいでしょうか。これ、償還額が、同じく先ほどの説明会資料8ページの、表中の上から4段目あたりになりますが、7000万円余りという形になります。

森 康哲委員

その7000万円で清算をして、525万円で売り渡したということで間違いはないですか。

森政策推進課副参事

そのとおりです。

森 康哲委員

これは、入札で下げ渡したということなんですけれども、その入札の資料、ありますか。

森政策推進課副参事

もちろん入札資料ございますが、入札の明細という形でよろしいですか。

森 康哲委員

はい。

森政策推進課副参事

ございます。

森 康哲委員

そのときに、最低価格みたいなのは設定されていなかったでしょうか。

森政策推進課副参事

事前に鑑定を行いまして、そちらの鑑定額が税込みで315万円だったということで、最低価格を315万円に設定しております。

森 康哲委員

鑑定をとったのは、リースの清算をする前か後か。

森政策推進課副参事

鑑定の日付が平成23年1月26日なのですが、リース清算がちょうどその2月ぐらいだったと思います。並行して行っておりましたので。同時期ですね。

森 康哲委員

そうすると、三百数十万円の評価が出ている物件を7000万円で購入した、清算したということで間違いはないですか。リースの残価ということですよ。

森政策推進課副参事

実は、当初リース契約で結んでおりますので、そのリース契約の中で、途中で私どものほうの市の申し出によって解除できるという要項はあるんですが、そういった場合、一般的には、ファイナンスリースでもしかりなんですけども、リース契約を解除した段階で残額を支払うという形がベースになっておりまして、今回のリース契約におきまして、そういうベースのもとに申し入れを行ったんですが、しかしながら、できるだけ私らのほうでも経費の節減ということもあったものですから、協議を行いまして若干、1%ぐらいですけども減額に応じていただいて、最終補償額を払ったという形になっております。

森 康哲委員

余りにも開きがあり過ぎて、ちょっと普通感覚じゃないのかなとは思いますが。例えば車で考えても、5年契約で例えばリース契約して途中解約したとしても、当然、残価設定がありますよね。5年後の価値というのを設定してリースを組むわけですね。棧橋は10年でリースを組んでましたよね。10年後の残価設定を設定した上でリース契約をしたと思うんですけども、その辺の契約上のことと、途中で解約したときの残価が余りにも評価が低いので、何が原因でこんなに低い評価が出たのか。その辺が知りたいので、その辺、もし資料があるんなら出していただきたいんですけども。

森政策推進課副参事

当初のリース契約額というのが、いわゆる浮き棧橋を仕立てるためにかかった改造費であるとか、名古屋港のほうで改造してましたので、そこからの運航費であるとか、さまざまなものが含まれたものをリースの10年割りで割ったということですね。10年後、リース満了後につきましては、そのまま無償で市のほうでもらい受けるというような形になっておったわけなんですけども。いわゆる旅客船用の浮き棧橋としてやるために、もともと工船用台船のものを浮き棧橋としてやるために、さまざまな改造を加えておりまして、それにかかなりの経費がかかっておるわけなんですけども、いざ、今になったときに、それが浮き棧橋としての需要があるか、もう浮き棧橋としての需要がなくて、工船用台船としてしか使えないというところの判断になってくる。これは需要の問題なんですけども。そこで、鑑定のほうでは台船並みの。台船というのか、鉄という意味ですね。鉄の評価になるところかと思いますが、300万円という形が出たわけなんですけども。実際売り払うときには、その期待としては、旅客船用の浮き棧橋という期待もございましたので、そういったところへ

の案内も行いましたけども、結果的には工事事業者さんが工事台船として使うようなイメージで525万円という結果になったと認識しております。

森 康哲委員

その評価は、工事台船として使うか使わないかというのは、こちらが決めることなんですか。相手さんが決めることなんですか。

森政策推進課副参事

当然、売り払う主体は私どものほうですので、それを旅客船用の浮き棧橋として売り払うという方法に出すこともでき得たと思います。しかしながら、当時の状況を踏まえた中で、それで売り払う需要がないと当時は判断いたしました。

森 康哲委員

そこで、差額の損が物すごい出ているわけですよね。一つの判断で。部長、聞いていますか。誰が見ても、これ、損が出ると思うんですよね。1億3000万円でリースで組んで購入したものが、525万円しか。それも、途中で売ったにもかかわらずこの差額というのは、物すごい損が出ていると思うんですけど、そういう感覚はないのでしょうか。

藤井政策推進部長

先ほど森の説明の中にも言いましたけども、浮き棧橋として使えるか使えないかという形でいろいろ照会をかけたおたは事実があります。ただ、いろいろな状況の中で、その引き合いがなかったということと、実際どのぐらいの鑑定で売れそうだとということについては、その状況も踏まえた上で鑑定してもらって、その315万円よりも上回る額で売れたということですが、補正予算のときには、この売り上げについては歳入は見込みはしていません。幾らで売れるかわからないという状況の中で歳入は計上していない。そもそもリースの場合は、先ほども言いましたが、本来的に起債でつくっていくようなものを、起債ではなくてリース契約する場合には、全部ぶっ込んで10年で割っていくという形でいきますので、そのときの最終的にはその契約によって、残価については、補償金という名前にはなりますが、残額を全部、一括繰り上げ償還せざるを得ないという契約にのっってやると。残りの価値について浮き棧橋で使えるか使えないかという、最善の状態がそうでな

かった場合に、あとは台船としてどう評価できるのかという価格にのっかって、それよりも若干上回った額で売れたということで、それは予算には上がっていませんけども歳入としてさせていただいたということで。委員ご指摘のように、億を超えるものについて予定どおり10年間使えなかったということ自体がそもそも見込みの甘いところにして、それによって額に差があるということは事実としてありますが、手続的にはこれはやむを得ない状況であったと認識しています。

森 康哲委員

ももとは、これは台船で使っていたという説明がありました、中古なんですか。

森政策推進課副参事

中古です。

森 康哲委員

中古の、台船としてどれぐらい使ったものを改造してリース契約をされたんですか。

森政策推進課副参事

申しわけございません。手元にちょっと資料がないもので、すぐ調べさせていただきます。

森 康哲委員

そのときの台船の価値と比べてどうなのかというのを調べればいいわけであって。加工する前のね。それが、3年使うてどんだけ落ちたのか。それまた資料として提出してください。以上です。

早川新平委員長

資料はできますか。

森政策推進課副参事

今から資料をまとめさせていただきます。

早川新平委員長

よろしく申し上げます。

毛利彰男委員

済みません。この事業、はっきり申し上げて失敗事業というか、多大な損失を生じさせとるわけですけども、行政も議会も責任があると思うんですが、どういう責任をとったのか、とらなければいけないのか。腹切るとか指詰めるとか降格するとか弁償するとかですね。そういう話を聞いたことがないので。ごめんなさい、もうしませんからと、こういうふうな言葉ぐらいしかちょっと聞いていないんですけども。これ、地方自治法上、多大な損失を生じさせた場合に、議会も含めて法律上はどういう扱いになっとるんか、ちょっと確認させてください。もう何も知りませんというので、それでええのかな。どうなんかな、これ。それと、住民監査請求とか、そういうのは今のところはないでしょうか。

藤井政策推進部長

この事業につきましては、議員説明会をする際にもいろいろとご説明申し上げますけども、当初、開設したときの状況からかなり経済環境も変わったと。中部国際空港の旅客数減もあったというようなことも一因にもありまして、なおかつ事業者自体の体力といえますか経営基盤も、当初その辺までの見込みが十分ではなかったということで、まことに申しわけない状況で、平成20年10月をもって運行が休止になり、その後2年ぐらいたって、もう廃止することに決定したという経緯がございます。その折々において議員説明会等でも説明をさせていただいておりますので、その状況で最初から失敗すると見込んでやったことではないということを説明し、その都度一定のご理解を得たという形で来ておりますので、今、委員ご指摘のように、この事業を総括してどういう責任がということにつきましては、今までの説明においてご理解いただいておりますと私は理解しております。

毛利彰男委員

過失でない、それなりの理由があるんだ、もう謝る必要もないと、今、そういう居直られた発言かなと思うんですけど、それはそれでいいとして。議会も責任ありますので。重大な過失があった場合にはどういうことをするかというのは、法律上の、どうなっとんの。

それを聞きたいんやけどな。重大な過失があっても、ごめんなさいで済むんかな、これ。国は済ましとるよな、何でも。

藤井政策推進部長

今ご質問の、重大な過失があったときどういうふうにするということについては、今、私自身がそれについてすぐお答えできるような知識も準備もしておりませんので。委員ご質問いただいたことについて、もう少し専門の部局との、ちょっと一度、協議はさせていただきたいと思います。

毛利彰男委員

そうですね。ぜひお願いしたいと思います。重大な過失があった場合、あるいはそれにすれすれのグレーゾーンとかですね。そうでない場合とか。ちょっと分けて。そういう処罰とか、何ていうか、そういうのがあればまた教えてください。以上です。

笹岡秀太郎委員

藤井部長、今の毛利委員の質問の答えとしてはさ、議会もきちんと責任を果たして、責任論じゃなくてさ、やっぱり施策展開に結果的に、まあ残念ながらああいう結果になったけれども、将来に向けてやっぱりその轍を踏まないようにということさ。あそこに港があったことをきちんと石に残してさ、我々の心に残して、それで新しい時代に向けて頑張らましようって行って施策展開したと思っと思ったんやけど、そうじゃなかったんですか。

藤井政策推進部長

今、笹岡委員おっしゃったことを今までの委員会でも説明し、それを、二度と失敗しないようにということでメモリアルプレートもつくらせていただいたという形でございますけれども、今、毛利委員のご質問は、もし重大な過失があった場合にはどういうふうなということを、かなり法規的なことをちょっとご質問いただきましたので、私はそこについては全く知識が持ち合わせておりませんので、質問のとおり、もしという仮の話でちょっと聞いてお答えしようかなと思ってご答弁申し上げました。

笹岡秀太郎委員

もしというのがついたわけよね。私は、藤井部長、あのときの答弁とやられた施策は、あれで私は了としておるので、きちんとやっていただいたなと理解しています。次の質問に移ってよろしいか。

早川新平委員長

結構です。

笹岡秀太郎委員

資料請求した、この海上アクセス事業の参考資料8ページの、一番下の経済効果の部分で一応資料を請求させていただいて、出たのが総務分科会資料という形で、16ページかな。まず、これでちょっとお伺いしたいのは、分析はどこがやられたんですか。

森政策推進課副参事

当時、三重銀総研の協力を得まして、私どものほうでやっております。

笹岡秀太郎委員

これは議会に示されましたか。

森政策推進課副参事

議会のほうにだけお示しを。一般市民の方にはオープンしておりませんが、議会のほうにだけはお示しをしております。

笹岡秀太郎委員

今回、この経済効果をあえて出した理由がちょっとわからんのやけど、なぜ出したん。

森政策推進課副参事

いわゆる、これから事業を行っていくときのBパイCとか、そういうイメージではなくて、あくまで終結していく中での、一つの私ども事務的な参考資料というイメージの中でつくったものでして、そういう意味で、一般的にオープンにして変な誤解を与えるのもおかしいのでオープンにせず、議会の皆様にだけは参考までにお示しをしたと。それと今回

の資料に入れさせていただいたのは、前回、これまでの議員説明会資料、昨年資料等も入れておりましたので、合わせて入れてある状況です。

笹岡秀太郎委員

三重銀総研。この経済効果を出したというのは一般的なんやろか。見て、余りようわからんのやけど。例えば、そうすると今回、撤去費用が6000万円余、合計として決算額が上がってきとるわね。これも含むと理解するの。

森政策推進課副参事

済みません。そのあたりが少し不備なんですけど、これは撤去に入る前に参考までに作成したものですから、いわゆる初期投資の部分だけしか入っておりません。

笹岡秀太郎委員

だから、これ何で載せたのと聞いたんやけど。決算でこれ諮とるわけよ。

藤井政策推進部長

申しわけございません。資料構成としては極めて未熟でございました。幕を引いたときの決算常任委員会において、当初つくるときにこれだけの期待値があるからという説明資料で出したものを出すということは、全く戦略がないということで、ご指摘本当にごもっともで、まことに申しわけなくおわび申し上げます。

笹岡秀太郎委員

じゃ、理解いたしました。次行ってよろしいか。

早川新平委員長

どうぞ。

笹岡秀太郎委員

市政情報提供番組の4ページの資料です。総務分科会資料のね。これ、放送側への働きかけというものの下段に、平成23年9月に審議会のほうで、CTYからとしては、視聴率

調査に今後着手する予定と回答いただいていますね。平成24年1月には、CTYに視聴率の実施方法について情報提供し検討を依頼と。この情報提供というのは、誰がどういう、何を情報提供したんですか。

餅井参事兼広報広聴課長

昨年度の1月、2月の予算常任委員会のほうでもちょっとご説明申し上げました。視聴率調査というのはどういう形でできるのかということと一度調査する必要があるということをご指摘いただきました。その中で私どもとしても、視聴率調査をしている会社に対しまして、どういった手法でやればどうなるんだということを確認いたしました。その結果を私ども入手いたしましたので、それをもって改めて私どものほうからCTYに、こういうやり方もあるんですよということで、ぜひご検討くださいということをお願いしたということでございます。

笹岡秀太郎委員

この委員会の中でも数年来にわたって、視聴率の調査の方法とか議論も重ねてきて、継続していろいろな話も出てきとるわね。この「情報提供し」というのは、する前に議会にそれは提供せなあかんのと違うかな。こういう方法があるんだということ。したんか。しなかったと思うんやけど。しましたか。

餅井参事兼広報広聴課長

これにつきましては予算常任委員会の全体会のほうでご指摘いただきまして、資料としてご提出申し上げております。

笹岡秀太郎委員

寝とったんやな、そしたら。そしたら改めて、どういう視聴率の調査があるのかというのを、ちょっとここで簡単に教えて。できるのかできないのか、まず教えて。

餅井参事兼広報広聴課長

済みません。実務的にはもちろんできます。ただ、当然費用はかかってまいります。ざっと申し上げますと、機械を設定するのではなくて、いわゆるメモのようなものを大体市

内300世帯を対象にしてお渡しして、そこで5分刻みで視聴したかどうかということをチェックをいただくと。それをおおむね7日間、1週間していただいたものを回収し、それを分析して、視聴率として出していくということでございまして、これで大体600万円弱だということで、データをいただきました。

笹岡秀太郎委員

私が2年か3年前に総務常任委員会で提案した、調べた内容と全く同じことなんだよね。ここでも提案したんやけど、なかなかそれが実は、会社側としてする気がなかったんでしょね。それ、検討を依頼したけど、1月以降の答えはどうなんですか。

餅井参事兼広報広聴課長

ことし6月にCTYから、モニター制度というものをスタートさせましたということで話がありました。このモニター制度というのは、視聴者11人の方に対しまして、CTYの番組についてどう評価するかという制度だということでございました。それはそうなんでしょうと。ただ、私どもの側の要しているのはそうではなくて、やはり、どのくらい見ていただけているんだと、調査なんですよということで再度申し上げますね。CTYさんとしては、一つ目のステップとしてモニター制度というのをされたわけですけども、さらに視聴率調査というものについてもご検討くださいということを、さらに申し上げているという状況でございます。

笹岡秀太郎委員

もうそろそろ期限を設けて、やるのかやらんのか、やる気があるのかないのか、確認すべき時点ではないかなと。というより遅いんじゃないかな。もう、せんと言うのやったら、せんと言うてもらったら、それですっきりするんやけど。

藤井政策推進部長

この案件につきましては2年前の委員会から私もお質問いただいておりますので、近々CTYに行きまして、責任ある立場の人に、これについて具体的な行動を起こしてもらうように、再度要請をさせていただきたいと思っております。

笹岡秀太郎委員

委員長。これ、委員会からも強く申し上げてほしいんですよ。もう長年これやっていまずからね。ぜひお願いしたいと思います。以上で終わります。

野呂泰治委員

公害資料館に関する塩浜地区連合自治会の説明の経緯ということを出して、書類はちょっと、言いましたもので出してもらったんですけど。一般説明で毛利委員がいろいろと意見をおっしゃっていましたが述べてもいましてんですけど、ちょっと、突然私らのうちへ手紙が来てびっくりしたんですけども、ことしの1月に連合自治会から決議が出されるまでには、ここまでになるまでの経緯というか、その辺はわからなかったというか、話し合いというか地区の事情はどうなのかというのは、つかんでみえたのかな。ちょっとそこら辺、話しにくいんかわかんけども。

藤井政策推進部長

一般質問でも答弁さしあげましたけども、8ページのところで、あくまでも、この公害に関する資料館につきましては総合計画には本文記載がございますし、推進計画にも予算は載せておりますけれども、場所については庁内で検討して、公共施設を跡利用できるものという形でいろいろ検討した結果を、11月11日の議員説明会、8ページの中ほどですが二重線のところで初めてお示ししました。といいますのは、総合計画の基本計画も今回は議決いただいておりますので、それに関する事項でございますので議会にまず説明すると。それをその後に、18日に連合自治会の役員さんのところへ説明に上がったということで、その都度説明、自治会長、皆さんお越しいただいた場でも説明させていただいておるんですが、かなり反発が強かったというのは実態としてございます。実態としてあったんですが、文章においてどうこうするというやりとりは、12月21日の段階においても、そういう雰囲気は我々としては、そういうお言葉をいただいていたはいなかったというのは実態でございます。年が明けまして、6日に市役所のほうにお越しいただいて文書を頂戴したということでございます。

野呂泰治委員

特に言われるのは市民の方というか、いわゆる当事者なんですけど、こういった、大き

なことだと私は思うんですけどね。日本での四大公害と言われとるんですから。こういうのはやっぱり、例えばそれぞれの地区の人にこういうことをつくるからといって、四日市だけで話をしているんじゃないで。例えば水俣病とかあるいは富山のイタイタイ病もあるんですな。そういうところに、塩浜の連合自治会の役員さんと一緒に現地視察をしているのかどうか知りませんが、まずどんなものかということをやったり。こういうところは、よそはこうやってつくっていますよ、こんなですよということをやね。やっぱりそういうことは、僕はしてみえたんかなと思っただけ、どうもその辺がいま一つ見えてこないし。また最近では何ですか、野田さんという方が、まあ何か、あり方検討会が何かでもうやめられるとか。語り部さんですか、ああいう方が。新しく公害資料館ができて、そういう方が見えないということはやっぱりちょっと残念ですし、やっぱりその辺はもう少し丁寧に実情を話すというか。その辺はずっとまあやってみえるんでしょうけど、どうも何かちょっと不安にも感じますので。つくることには反対はいたしませんけども。そして遠いところだって、そんな富山だって、タクシーで15分も20分も行くんですよ。水俣だって……。

早川新平委員長

野呂委員、ちょっと申しわけない。公害に関する資料館の所管は一応、都市・環境分科会になっています。今回、資料をいただいたのは、公害に関する資料館の塩浜地区の説明の経緯というところですので、そこから余り逸脱をしていただかないように。それは都市・環境分科会のほうでやっていますので、この経緯の説明に対してご質問をお願いしたいと。

野呂泰治委員

じゃ、委員長ご指摘のように、都市・環境分科会でそういったご意見が出ていたかどうかは、また一遍聞いておきたいと思います。いずれにしろそういったことを、やっぱり今後いろいろなことをつくっていくと思いますから、政策推進部ですから心してもらいたいと。何か一言あったら。

藤井政策推進部長

私ども、企画費の中でご説明さしあげましたけども、総合計画に基づく重要事業におい

て横断的な事柄、また公共施設の後活用に関する事柄については主として役割を担っておりますので、公害に関する資料館につきましてもヘルスプラザの跡利用という形でかわりを持たせていただいております。そういう中で、担当部局との調整をする中で、委員ご指摘いただいたような幅広い視点で取り組むよう、今後もう少し知恵をめぐらして取り組みをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

早川新平委員長

他にございませんか。よろしいですか。

それでは、ここで質疑を一応打ち切ります。これからは委員外議員としての発言を許します。

中川雅晶委員外議員

それほどの質問じゃないんですが。ちょっとこの補助金・負担金の見直しの一覧についてということ。ちょっとここだけ。この中で、21ページの負担金なんですけど、三重県港湾海岸協会負担金。これは32万5000円という形で。見直しの内容のところには、効率的な協会運営に向けた社会基盤整備協会への統合に伴い、会費削減に向けた算出方法等の見直しが行われる予定ということにはなっているんですが、ちょっとこの種の負担金にしては、32万5000円、ちょっと多いのかなと思いながら。どんな活動内容で、ここの支出目的なんか見ると、ここは県がやればいいような仕事かなとか思ったりとかしながら。ちょっと活動内容と、それから誰が参加されているのかということと、見直しが行われる予定となっていますけども、具体的に方向性が決まったりとか、総会での発言等とかがあるのかどうかというのを、ちょっと確認させていただきます。

早川新平委員長

どちらかな。

服部政策推進部次長兼政策推進課長

済みません。三重県港湾海岸協会でございますが、これは組織されておるのが、港湾または海岸の所在する地方公共団体で構成されておりまして、会員として17市町が入っております。そのほかに賛助会員という形で、港湾の開発利用に関係のある賛同する法人とい

うことで、企業さんも、あるいは四日市商工会議所さんも含めて入ってございます。こういうような団体でございますが、活動内容といたしましては、基本的にはそれぞれの港湾関係者の連絡・連携を密にするということで、それぞれについて情報交換を行ったりとか、研修会を開いて、港湾に関連するものについての講師を呼んできて講演会をやったりとか。あるいは一番大きいのは、港湾海岸事業予算の獲得・陳情ということで、その活動を行ってございます。

それで、今回も資料でお出しさせていただきましたけれども、霞4号幹線の整備促進につきましても追加資料でお出しさせていただきましたが、そこで済みません。追加資料の14、15ページでございますが、ここでは、下の2番でございますが、中部地域の港湾整備振興意見集という形で、日本港湾協会東海地区の支部連合会へ、四日市市として要望という形で出させていただいておるんですが、これは基本的に三重県の港湾海岸協会に加盟しておるということで、その立場からこちらのほうに要望をさせていただいておるといこともございます。

それで、会費につきましては1口1万円をベースとして、本市は10万円ということと、あと前々年度の港湾海岸整備事業に係る事業費に対して、1000分の5ということで負担金が決まっております。そういう形でそれぞれが加盟しとる団体でございますが、この記載させていただいております見直しの内容でございますけれども、こちらにつきましては、実はこういった、県下の社会基盤整備に関するような協議会、団体がほかにもございまして、三重県道路協会とか、三重県国道協会、三重県河川防災協会とかいうことがございます。そういう団体と今回一つに統合をするという形が出てきまして、平成24年度からでございますけれども、三重県社会基盤整備協会にそれぞれの、三重県港湾海岸協会も含めまして統合という形になりまして、事務局を一つにするという形にさせていただきました。そこで、それぞれの従来のが下部組織という形で入って活動するという、統合となりまして。それに伴いまして会費の削減とか事業費の負担が見直されるということで、四日市市といたしましても、新たに統合された三重県社会基盤整備協会に対して今後は負担金を出していくという形になりまして。ただ活動自体は、その下部組織としての活動が残っておりますので、それぞれのところで三重県港湾海岸協会としての活動をしていくということで、見直しになったということでございます。

じゃ、今のようなことの方角性とかというのも、総会資料の中には入っているわけですか。

服部政策推進部次長兼政策推進課長

総会資料の中に入っているかと思います。

中川雅晶委員外議員

じゃ、後日で結構ですので、この辺の、この総会資料を提出いただきますように要望しておきます。

服部政策推進部次長兼政策推進課長

済みません。ちょっと確認させていただきまして、資料としてまたお出しさせていただきたいと思います。

中川雅晶委員外議員

決算常任委員会資料のほうの4ページの、広報広聴課のパブリシティによる情報提供というところで、一番最後に、新聞紙面での報道掲載件数が伸び悩んでいるということの記載があって読んでいたんですが、メディアの取り上げの件数が減少傾向なので、効果的な情報提供のあり方について管理職を中心に検証した。3回検証したというのはわかるんですけど、これ、どこに問題意識があって、何のためにこんなことをするのかというのを、もうちょっと詳しく。

藤井政策推進部長

まず、記者会見もしくは記者発表するときには、一定のフォームで資料をつくるんですけども、非常に新聞記者なんか飛びつくような書き方が、四日市の場合にはどっちかというと余りうまくないということは前から言われておるのですが、実際そういうふうな。書き方にちょっと工夫がない。それから、タイミングがやっぱりちょっとずれるというか、ワンテンポおくれるというような発表の仕方をするということもよく指摘されていますし、実際そういうふうな、私も記者会見に同席しておって思いますので。まずそれについてはやっぱり、ここの記者クラブの中にいる新聞社の支局長あたりはかなりの経験を積んでい

ますので、そういう人たちにポイントを。それも特定の新聞社ばかり聞いとっても意味がないんで、順番に、A社、B社、C社というふうに聞くことによって、それぞれ個性も違いますので角度は違うんですが、ただ、記事にしてもらいやすいものということは教えていただいていますので。そこで吸収させるということで、特に最近これに力を入れています。ですから、やっぱりプロのやり方というのはちょっとでも参考にさせていただくということで、ことしももう、平成24年度も1回やりましたけれども、それをやることによって、もう少し資料提供の中身を変えると。それはひいては、例えばこういう委員会の資料もそういう感じで変革ができると。先ほども笹岡委員ご指摘のように、確かに私も決裁で見とるんですけども、ピントのずれたことを1行入れるのと、入れないほうがよっぽどいいというようなのも実際ありますので、その辺の精度を上げるために、この検証をさせていただいておるといことです。

中川雅晶委員外議員

大体、メディアに興味を持ってもらうような方法と、こちら側のスキルアップということとはよく理解はできました。プラス、市民という視点も入れていただいて、よりスキルアップしていただきたいという思いは一緒なんですけども、できればもう少し精査をする視点とかというのも工夫されたほうがいいのではないかな。例えばもう少し、分野別であったりとか部局別であったりとか、そういうアウトプットの指標とかというのもちょっと決められて、後で追って検証する。そこの担当の責任者ないし部局別、課別に、どういうスキルアップをしてきたかというのも検証されたらいいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

毛利彰男委員

ちょっと議事進行で教えてほしいんですけど、今の川村さんと中川さんは監査委員なんですよ。監査委員の人がやった決算を、今、質問したり。委員外議員で、その道はきちっとあるというのはわかっとるんですけども。8月ぐらいかな、監査をされて、ある意味では承認もされて指摘もされとるわけですわ。それもやっとなるわけ、一旦。きちんとやって済まされとるわけだ、全部。細かいところは抜けとるのはあるかわからないけども、同じような感覚でやるのは二重審査とか、そういう部分にもならへんかなという、ちょっと思いが。道が開かれとることはよくわかっとるんですけども、何かそこら辺のところはちょっ

と曖昧と違うかなという部分があるんですよね。

それと発言ですね、監査の人の。要望とか。これは委員外議員としての扱いね。委員長報告されるはずですから、そこら辺のところはどういうふうにするのか、ちょっとその辺を、わかってないもので教えてほしいんです。

早川新平委員長

委員外議員の発言は、今、毛利委員がおっしゃったように認められております。その内容に関して、もし事務局のほうから詳細についてわかれば教えていただきたい。

議会事務局原主事

委員外議員の発言について、内容の制限ですとか、そういったことについては特段規定はございません。市議会における申し合わせについても、そのあたりについての記載はございません。ただ、決算常任委員から監査委員さんは除外されているということ、決算委員には含まれていないという趣旨は、先ほど毛利委員がおっしゃっていただいたように、事前に監査委員という立場で決算を審査しているということから委員からは外れていただいておりますので、各議員さんが趣旨を踏まえていただいて、ご発言いただければいいのかなと。法的には特に規制はございませんし、申し合わせとしては何もございません。

分科会長報告への記載については、委員ではございませんで、特段記載をする予定はないです。それは、正副委員長と調整の上、決めさせていただきたいと思っております。

以上です。

毛利彰男委員

わかりました。

早川新平委員長

毛利委員、済みません。この件に関しては、確かにご発言ごもっともな部分もあると思っています。後ほど正副委員長のほうで話をしまして、またご報告を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

中川雅晶委員外議員

全部これ、こんな詳細にわたって監査しているわけじゃないですよ。

毛利彰男委員

わかっとなる。僕も監査やってますので。

早川新平委員長

他に。

川村高司委員外議員

済みません。その件に関しては、会派の中でもそれはおかしいんじゃないかということも言われたりと、どうのこうの議論はあるんで。もともと監査委員のあり方自体にもいろいろ問題はあるかなとは個人的には思っていますけど。ちょっと関係ないんで済みません。

質問します。主要施策実績報告書の45ページで、それこそ本当、監査のときにどうだったか、ちょっともう覚えがないんですけど。一番下の部分で、より多くの市民の市政への意見を聴取するという目的に対して、指標とか目標というのが回答率というのは、ちょっと目的に対して市政への意見を聴取して、それをどうフィードバック、どういう意見があったかというのを要約して、どう反映させるかというのが本来の目的であると思うんですけど、この回答率というのを指標に挙げているというのは、業務委託か何かして、その業者の目標か何かを間違えて書いたとか、そういうんじゃないですか。

餅井参事兼広報広聴課長

これについては、基本的に市のほうが実施しているアンケートでございますので、私どもとしての数値でございます。できる限り多くの方々の意見をまず吸収することが大事だろうというところで、この回答率というものを設定させていただいたというところでございます。

川村高司委員外議員

最終的にはその内容が大事だと思います。あと、広報の件で2点ほど。常任委員会資料の4ページに、『ポルトガル語広報』というので、140万円の予算で1回当たり2200部、計2400部、発行されているんですけど、これで数量的には現状でちょうどいい数字なのか、

不足しているのか、追加する必要があるのか、そもそもこれが必要なのかというような検証はされているのでしょうか。

餅井参事兼広報広聴課長

まず、四日市市内にいらっしゃるブラジルの方がおおむね2000世帯ということでございます。その中で、この2200部というものは数字的には妥当だと考えております。また、最近の外国人共生のコーディネーターさんがいらっしゃいます。そういう方々が訪問する中での、こういった『ポルトガル語広報』を携えていっていただきます。その中での、こういったものが大変有効だということを知っていただいておりますので、そういった部分の発行ということにつきましても、これは一定効果があるんだろうなと考えているところでございます。

川村高司委員外議員

最終的には広報の配付方法で、連絡員制度というのは四日市独自の方法で、1億6000万円という経費をかけて連絡員制度というのでやっていますけど、追加資料の2ページに、その辺、『広報よっかいち』のいろいろ印刷製本費の業務内容の内訳で記載されていますけれども、4700万円という業務委託、印刷製本費で4700万円使って、その中に、中部地区の各連絡員宅に納品とあるんですけど、これ、中部地区市民センターまでで、連絡員さんはとりに来ていると思うんですね。最終的には、連絡員がいないところは自治会で配ってもらったりとかしているんで、今後この広報の配付について、この1年やって実際これだけ、配付も含めて、全戸配付ってやっているのも四日市が独特のものであって、岐阜市なんていうのは14万世帯で13万部しか発行してなくて、必要な人はコンビニにとりに来いというやり方で、自治会未加入の人には配付もしない。ところが四日市は12万世帯に対して13万部発行してという。その辺の考え方というのは広報広聴課のほうで決めていると思うんですけども、その辺の方針、要は広報の配付の方針というのも、このまま今の現行どおりの全戸配付、要は世帯数よりも多くの配付でいくというのは、考えは変わりはないですか。

餅井参事兼広報広聴課長

まず、中部地区の連絡員に対する配付でございますけども、現状も各連絡員、今、中部

地区19人おりますが、各自宅のほうに配付をしているという状況でございます。センターにとりに来ているという状況ではございません。

川村高司委員外議員

それ、ことしというか、昨年度、平成23年度は。

餅井参事兼広報広聴課長

これも、ずっと代々こういう形でやって。もちろん中部地区だけでございます。

川村高司委員外議員

最終的に『広報よっかいち』の制作費というのは、920万円で今まで外部委託やっていましたと。1ページあたり9万3450円というのが出ているんですけど、まあ私の感覚でいくと『エキシブ』とか、高級会員権の会報誌の1ページ当たりの単価かなぐらいの思いがあるんですけども。実際、米印のところだけ今後自分たちでやっていくということのほうが、市民はつくりづらくなって、最終的には1ページ当たりが五万七千幾らに下がるとはいうものの、本当にいいものができるのかというのは、ちょっと疑問に感じる部分でもあるんですけども。この金額の妥当性と、全て自分たちでやるというようなことは考えられなかったのかというのは。

餅井参事兼広報広聴課長

それでも昨年度まではほとんど全ての丸投げで業者委託でございました。この4月上旬号からは既に市の職員がみずから企画、取材、執筆をしております。そういったところで、委員の皆様にも4月上旬から9月までごらんいただいておりますけれども、今までよりも市民の方にとっていただけるような、また市政を理解していただけるような内容にしてきておると私どもとしては考えておりますけれども、もちろんこれからも皆様方から好評価がいただけるような、ますますいいものをつくっていきたいと考えておるといのが、まず今の思いでございます。その中で、実際に業務を減らしたというところで、委託についてはこれだけ下がったというのが成果であろうかと考えております。

藤井政策推進部長

広報の配付についてご質問がありましたが、連絡員につきましては、連絡員の指示・命令は、中部地区市民センターに関しては市民生活課長、それ以外の連絡員に関しましては各地区市民センターの館長、楠総合支所長が担っておりますので、まずこれは市民文化部が連絡員は束ねています。もう一つは、連絡員制度ということにつきましては、広報の配付のみならず、ほかの文書についても配付をするということ、また地域社会づくりの中で、連合自治会長さんとの相談の上で別途費用負担していただいて配っていただいているという実態も若干ございますので、このことにつきまして来年からどうするという状況は今の段階では申し上げる状況ではございません。

ただ、広報の全戸配付というのは、四日市市としましては、自治会に加入されていらっしゃる方でも加入されていない方でも、極端な話、住民票を置いていらっしゃる方でも置いていらっしゃらない方でも全戸配付を原則としておりまして、広報の配付をもって全戸に周知をしたという開始時点という整理もさせていただいております。これがよそとは違う場合もありますが、同じような取り組みをやっている自治体もございます。その中で、これをどうしていくのか。ご質問にもありましたが、欲しかったらコンビニへということも、今まで議論の中では若干そういうことはございますが、このあたりにつきましては地域社会づくりと一体の中で、総合的にまだまだ検討する必要性がございますので、今の段階で来年からはこういうふうにと煮詰まった状況ではないということだけご回答申し上げます。

川村高司委員外議員

この配付単価というか連絡員の配付単価というのは、よくフリーペーパーが、例えば四日市であれば『YOU』ですとか、『よっかいち a i』とかというのが毎月。あれは楽しみにしているけれども、広報は……みたいな現状がある中で、あの配付単価というと、広報のほうがはるかに高いんですよ。だから、連絡員制度というのが既得権益になっているエリアもあれば、丸々自治会に流れていて、それを配っている人には払われていない現場もあったり。そういう、広報するに当たっての現場の問題点をちゃんと抽出して、適正な価格で広報していくということを検討して問題意識を持っていないと、どうも従来どおりのやり方をそのまま踏襲しているというふうにはしか見えないので。湯水のごとく経費をかけず、本当に適正な単価でやっていかないと。

藤井政策推進部長

連絡員につきましてはかつて、実際配っている自治会の方が、組長さんなんか配っておるわりにはお金の行き先が不透明な時期も若干、特定の地区であることにはありました。これも、たしか平成19年度には改善をさせていただいています。私はその当時、市民文化課長でしたが、自治会が配っていらっしゃるところには、自治会にそのお金が回るように是正はさせていただいています。そういう状況の中で、次のステップをどうするのか。フリーペーパーのような形。例えば新聞配達のお店にお願いしてポスティングするというやり方もあるかもしれません。そういうことも含めて、いろいろなことを検討する必要はございます。

ただ、議員が何度もおっしゃいますように、民間のものと公共のものと、どっちがおもしろい、おもしろくないという言い方につきましては、やっぱり行政としては、伝えるべき行政情報は限りなくわかりやすく親しみやすいような記事にしていってほしいという意識でやっておりますので、こっちはおもしろくない、こっちはいいというふうに割り切っておっしゃることにつきましては、行政担当者としては若干悔しい思いと、もっとわかってもらえるようなアプローチの仕方を工夫せなあかと自戒の意味を込めて、このことについてはあえて申し上げます。

川村高司委員外議員

ちょっと決算からずれて済みません。最終的にはいい方向に向かっていけば、広報ということが、本当に市民の方々に対する広報の手段の一つとして、より少ない経費で大きな効果が得られるように。連絡員の配付は市民文化部の管轄というふうにはなってしまうので。だけれども、もっと広報広聴課と密に連携し合って、いい広報の仕方を検討していただければという。以上です。

早川新平委員長

それでは、ここで質疑を打ち切ります。これより討論に入ります。討論がございましたらご発言願います。

(なし)

早川新平委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中秘書課、政策推進課、東京事務所、広報広聴課関係部分、ないし第4目文書広報費中広報広聴課関係部分、並びに第4目企画費第8款土木費、第5項港湾費について、決算を認定すべきものと決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中秘書課、政策推進課、東京事務所、広報広聴課関係部分、第4目文書広報費中広報広聴課関係部分、第8目企画費、第8款土木費、第5項港湾費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

早川新平委員長

以上、大変長い間ありがとうございました。ただ部長、いろいろな意見がありましたので、また質問のところはよろしく願います。

済みません。理事者の入れかえで、再開は11時15分とさせていただきます。

11:02 休憩

11:13 再開

早川新平委員長

おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。これより、議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の総務部関係部分の決算認定について審査いた

します。

部長、説明をお願いいたします。

議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分

第2目 人事管理費

第3目 恩給及び退職年金費

第4目 文書広報費中総務課関係部分

第9目 計算記録管理費

第16目 人権推進費

第22目 諸費中総務課関係部分

第4項 選挙費

第5項 統計調査費

秦総務部長

皆さん、おはようございます。決算常任委員会3番手の総務部でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

説明につきましては、次長以下担当課長のほうがさせていただきますが、一言お断りでございます。議会のほうからは、なるべく少人数での対応をというご指摘を頂戴しておりますが、我が総務部につきましては、8課1委員会、要するに9の所属がございまして、若干こういうふうになんべいが増えてしまっております。基本は出席しておりますのは、課長プラス課長補佐ということで、実質的な業務担当者については今回は連れてきておりませんので、どうかよろしくお願ひをしたいと思います。それでは早速説明に入らせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

辻総務部次長

総務部次長の辻でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず私のほうからは、総務費総務管理費、目1、一般管理費の総務部の該当部分についてご説明させていただきます。使用させていただく資料といたしましては、総務部の決算常任委員会資料と主要施策実績報告書のほう、2種類を使いましてご説明をさせていただきたいと存じます。

まず委員会資料のほうをちょっと1ページお開きいただきますと、A3の表がございます。ここからまずご案内させていただきます。一般管理費につきましては、ごらんのように総務部以外の部局も執行してございまして、危機管理、政策推進、総務、財政経営、市民文化の5部でこの費目を使ってございます。そのうち総務部の関係につきましては、中央部なんです、ちょっと網かけが薄いようなんです、総務、人事、調達契約、検査の4課が、総務部で一般管理費を執行してございます。総務部関係の予算現額は4課合計で27億9900円余り。支出済み額は27億8100万円余でございます。それでは具体的に所属ごとの概要をご説明させていただきます。この資料の1枚A3をはねていただきまして、2ページのほうをごらんいただけますでしょうか。

まず、総務課のほうからご説明させていただきます。総務課では、この1番の部分でございますが、職員の政策・法務能力を向上させる。これは全庁ですけれども、必要があるということで、法律基礎研修など、ごらんのように合計15回の研修を開催いたしてございます。また、この2番でございますが、庁内掲示板を使いまして、職員に向けた行政法務基礎研修、基礎講座の配信と書いてございますが、掲示板を使いまして合計6回、これも全職員対象でございますが、このような取り組みもやらせていただいております。

それと、あとちょっと走りますが、1ページはねていただきまして、3ページの資料でございます。機密公文書リサイクル化事業ということでございまして、この事業につきましては本庁あるいは出先機関を巡回いたしまして、保存年限の経過した機密書類等を収集しまして、リサイクル処理を行っておるものでございます。また平成21年度からは、日常的に発生する機密書類について、本庁舎については各階に1台ではございますけれども、シュレッダーを配置、設置して処理をしてございます。その際のシュレッダーくず、細かい紙ですけれども、そのシュレッダーくずを収集しまして、それもリサイクル処理を行っているところでございます。

その右側の4ページでございます。文書集配業務、文書集配室、印刷室管理業務。文書集配でありますとか、本庁の地下の集配室とか印刷室、これらの管理業務につきましては、ごらんのように赤帽三重県軽自動車運送協同組合に委託しておりますところでございます。経

費はごらんのとおりの経費になってございます。

次に人事課のほうのご説明をさせていただきたいと思います。人事課のほう、資料があちこち行って申しわけございませんが、この厚いほうの主要施策実績報告書のほうをごらんいただけますでしょうか。38ページ、39ページになってございます。38ページの左下の部分から人事課でございますが、主要な記載は39ページでございます。人事課の主な執行内容としましては、特別職であります市長・副市長の給料、それから一般管理費内と申しますのは、冒頭ご案内しました5部、危機管理だとかに所属する職員の給料・再任用・嘱託、これらの人件費だとか、産休・病欠代替の臨時職員、これらの賃金が主なものでございます。

それと、ちょうど39ページの右側の真ん中以降の職員数についてでございますが、ご案内のとおり本市はこれまで人件費総額の抑制という観点で、職員数の適正化を進めてきたところでございます。ただし、平成24年度というか、平成23年度の決算ですが、実質、平成23年度の決算が平成24年4月の職員数だという判断で、平成24年度の数字を申し上げますと、ちょうど平成24年度は市立四日市病院の昨年度も提出条例、ご無理お願いしましたが、市立四日市病院の7対1看護等で、看護師を中心に増員を図ってございます。その関係もございまして、39ページのちょうど一番下の計の欄の左から1、2、3、4。増減で平成23年度から平成24年度。この辺の増減が42と書いてございますが、対前年比42人増になってございます。この中心は、先ほどご案内しました看護師中心の、下から4行目ですか、33人の病院の増加。この辺が中心になってございまして、平成23年度決算といえますか、平成23年度から平成24年度にかけては増員になってございます。技師等の増員も当然でございます。

それと、あと人員に関しましては、ちょうど平成19年度から、いわゆる団塊の世代の大量退職が始まりまして、これはちょうど平成22年を最後に、大量退職は終了してございます。平成19、20、21、22年の4年間で非常に大量の退職があったわけでございますが、それは終わってはありますけれども、ちょうど団塊の世代の職員、退職した方々の担ってきた技術とか技能がやはり円滑に継承する必要があるということで、その定年退職者を再任用する、あるいは再任用しても年限が決まっていますので、その後継職員の養成。これらも含めて人事配置に努めているところでございます。

続きまして、調達契約課のご案内をさせていただきます。ちょうど、この主要施策実績報告書の次のページ、40ページの真ん中どこらから調達契約課でございます。調達契約課

におきましては予算執行課から、もちろん依頼のありました物品の調達であるとか、賃貸借契約、業務委託、建設工事、測量調査、設計業務あるいは印刷、それらの発注の契約等の事務の承認をして、ちょうど平成23年度は年間2031件の契約を行ってございます。この予算の執行につきましては、入札監視委員会委員の経費でありますとか、入札参加資格申請に係る受け付けだとか、審査の県内共同化に対する経費でございます。

また、休会中の所管事務調査でもご案内しましたが、平成23年度からは総合評価方式におきまして、何度も申し上げた、価格ではなくて、より技術評価点に重きが置かれるように失格基準価格の引き上げ、それらをやりまして工事品質の確保に努めたところでございます。

資料があちこち行って恐縮ですが、もう一度委員会資料のほうもごらんいただけますでしょうか。委員会資料の5ページからごらんいただきますと、5ページから8ページにかかまはしては、平成23年度の工事測量設計等に係る入札結果。これらの落札率でありますとか、それらを項目ごとに整理いたしまして、おつけさせていただいてございます。

次にページ、恐れ入りますが資料のほうの9ページ。総務常任委員会資料の9ページでございます。検査室でございます。検査室では、市民への良質な公共施設の提供ということを目的に、ちょうど10ページの上の部分にございますが、平成23年度に完成検査を516件、既済、出来高と申しますが、既済部分検査を20件、随時検査22件など、合計581件の検査を実施してきたところでございます。なお検査室の、調達と同じように、歳出予算の執行という面では、検査関係の図書でありますとか職員の研修、そのほか県内の28市町になりますけれども、加入しております検査業務の連絡調整、研修をやっております三重県工事検査担当協議会の負担金、それらが主な予算の執行状況でございます。

ちょっと説明が長くなりましたが、委員会資料の一番最後、18ページをごらんいただけますでしょうか。A3のちょっと長い資料でございます。歳出予算の不用額の調書でございます。歳出予算で不用額の調整で、これは総務部の所管全体でございますが、主なものは入札差金、それと職員が育児休業なんかをとりますと、職員が無給になります。その関係で、人件費の残が生じる。あるいは退職者の見込みを、勧奨退職等は11月末で締め切っておるんですが、それ以降、自己都合ですと2月、3月になっても退職がございまして、そのあたりの退職者数の見込みで、若干、毎年ばらつきがございまして、過去数年の平均では見ておるものの、その辺あたりで不用額が生じるということでございます。雑駁ではございますが、一般管理費の部分と不用額のご説明は以上のとおりでございます。

早川新平委員長

これ、誰になるの。

室町人事課長

人事課の室町でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、目2、人事管理費について説明をさせていただきます。決算書は158ページ、それから主要施策実績報告書は42ページからとなっております。ご説明は主要施策実績報告書のほうでさせていただきます。42ページでございます。

人事管理費につきましては、職員研修所、公平委員会、人事課にかかわります経費でございます。予算現額は16億5000万円余り、支出済み額は15億8000万円余り、不用額は6000万円余りでございました。執行率は96%でございます。

まず職員研修所でございます。職員研修所におきましては、職員の研修体験に基づきまして、まず階層別研修として、新規職員採用研修を初め、新任役員のパワーアップ研修、それから若手職員や役職職員への昇格候補者を対象にしましたチャレンジ研修並びに年齢別のステージ研修など、15の講座の研修を実施いたしております。また特別研修といたしまして、技術系職員も対象とした研修や、交渉力向上あるいは問題解決・発想力パワーアップ研修など、13の講座の研修を実施したところでございます。特に平成23年度におきましては、危機管理を進める際に必要な知識とか技術を習得するための危機管理研修、意識養成研修を実施したところでございます。

さらに派遣研修といたしまして、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、三重県自治会館組合、全国建設技術センターなどの専門機関、あるいは人権大学講座等に職員を派遣しまして、人材育成に努めたところでございます。そのほか自主研修といたしまして、国家資格の取得とか、自主研究、通信教育などに対して助成を行いまして、自己啓発の支援を行ってきたところでございます。なお、この研修につきましては、決算常任委員会資料の11ページから12ページに、その体系と受講者等の一覧を添付させていただいておりますので、ご参照いただけたらと思います。

次に公平委員会でございます。実績報告書は43ページとなります。公平委員会につきましては、職員の苦情相談の処理、職員団体の登録事項の変更について審議するための委員会の開催経費、そのほか知識の習得や意識啓発のための研究会への参加費用などの経費を

執行いたしております。

続きまして人事課についてご説明申し上げます。人事課におきましては、市長部局におきます一般職の53人分の退職手当、約14億8000万円を中心に、人事給与システムの運営費であるとか、職員の福利厚生業務委託、職員採用試験の問題作成などの経費。さらに44ページに移ってまいります。職員の健康管理のための定期健康診断等に要する経費を執行いたしております。この厳しい社会情勢の中で、より効果的な職員配置に努めたところではありますが、団塊世代の大量退職の影響下にあつて、技術・技能の継承あるいは専門職を中心とした職員採用への取り組みの工夫などをするとともに、自己申告書とか所属長との面談等を通じて本人の意欲や適性などを把握しながら、効果的な職員配置に努めているところでございます。

また、職員の福利厚生事業につきましては、定期健康診断の実施のほか、保健所ですとか職員衛生検査所、保育園に勤務する保育士など特定の職員に対しては特別研修を実施、あるいは産業医の面接指導とかこころの健康相談の実施、衛生週間での記念講演会の実施などを通じまして、職場の安全衛生の確保や啓発に取り組んできたところでございます。

次に目3、恩給及び退職年金費のご説明をさせていただきます。実績報告書は44ページの中ほどでございます。地方公務員の年金と申しますのは、昭和37年12月に地方公務員共済組合法が施行されまして現在に至っておりますが、この経費は共済制度ができる前、旧恩給制度において受給権が発生していた方に対する支給であります。対象者が、退職料が1名。これは本人の年金でございます。あと遺族扶助料が4名。これは遺族の年金でございます。その分を計上いたしております。なお、ここの記載で遺族扶助料は3人と記載がございますが、実は平成24年3月末にお1人お亡くなりになりましたので、平成23年度末時点の人数ということで記載をさせていただいております。ご了承のほどお願い申し上げます。予算額、支出済み額とも約410万円でございます。人事管理費及び恩給及び退職年金費の説明は以上でございます。

なお、先般、委員の皆様から資料請求をいただきましたものについて少々説明をさせていただきます。決算常任委員会総務分科会資料にまとめてございます。まず1ページ目は、毛利委員さんからご指摘をいただきました、平成23年度職員配置一覧でございます。部局別、課別でそれぞれわかるようになってございます。続きまして2ページ。これは芳野委員さんからご指摘をいただいたものでございます。職員の手当の内容とその額ということで、種類と、縦の欄には一般会計のほか全ての会計について記載をいたしました。続きま

して3ページでございます。これは川村高司議員さんからご指摘をいただいたもので、職員の階層一覧ということで、職位と役職の一覧について整理をさせていただいたものでございます。そしてその次、4ページから8ページに至りますが、同じく川村高司議員さんからご指示をいただきました人事評価表でございます。現在活用しております評価表、ありのままでございます。部長以下、5種類分かれておりまして、一部、係長級と補佐級が非常に似ているなどの点はありますが、それぞれの職位で評価項目を少しずつ変えて運用しております。基本的に成績の評価、それから情意の考課、それから能力の評価の3点で行っております。このような資料でございます。以上です。

松村総務課長

総務課、松村でございます。よろしくお願いいいたします。

私のほうから、目4、文書広報費のうち、総務課の関係部分についてご説明いたします。決算書は160ページでございます。ご説明のほうは決算常任委員会資料でご説明させていただきます。4ページでございます。決算常任委員会の資料4ページをごらんいただけますでしょうか。

4ページの一番下でございますが、本市の例規集のデータベースの更新経費ということでございます。これにつきましては、条例規則等の改正、あるいは制定・廃止などがあった場合に、年4回データ更新を行うとともに、ホームページに公開して市民の皆さんにごらんいただくと。さらに職員も適宜これを確認することによって適正な業務を執行するというものでございます。支出済み額としましては、598万円余りでございます。以上でございます。

富田IT推進課長

IT推進課、富田です。目9、計算記録管理費について説明をさせていただきます。主要施策実績報告書は51ページからです。それから決算書のほうは164ページからになっています。実績報告書に基づいて説明をさせていただきます。予算現額5億4900万円、支出済み額5億3800万円で、不用額としては1000万円ほど。この不用額の主なものとしましては、住民情報システム用のプリンタ、戸籍総合システムサーバー機器、それから保健福祉総合システムのサーバー機器といったものをリプレースする際に、選定の機種や仕様の絞り込みを行ったことに加えて、入札差金が生じたものがメインであります。計算記録管理

費につきましては、次の四つの業務で構成しております。まず市民との接点システム。こちらにつきましては、市民への情報提供や施設予約等、市民からの申請、届け出を電子化することによって利便性の向上を図るものであり、より効率的な事業運営を目指して、北勢広域、それから三重県広域といった共同アウトソーシングを取り入れて、実績報告書記載の各種事業を進めております。

平成23年度につきましては、三重県電子自治体推進連絡協議会、各市町が入っておりますけれども、こちらのほうにおきまして、自治体クラウドの導入についての調査・研究を行うということと、データ事業につきましても次期の更新が迫っております。平成25年度末が完了予定になっておりますけれども、こちらの調整協議等を行っております。

続きまして、窓口支援システムのほうです。こちらは、市民の方の窓口業務、こちらのほうを支援する住民情報システムなどの保守、運用を行うものであります。平成23年度は、住民情報システムのサーバーの機器更新の再構築をやっております。これは前年度、平成22年度から始めておりまして、平成23年5月より予定どおり運用を開始いたしております。また、平成24年度施行の住民基本台帳法改正がありますけれども、こちらに向けてのシステム改修につきましても開始しております。

次、52ページに行きますけれども、行政内部システムにつきましてですけれども、こちらにつきましては、行政内部事務を効率的・効果的に行うための文書管理、財務会計、庶務事務の各システム、それから行政内部の情報共有を行うためのシステム、グループウェア等ですけれども、こういったものの保守運用を行うものであります。

最後に庁内情報基盤整備ですけれども、こちらのほうは、そういった各種システム、それから庁内のネットワーク、こちらで使用する機器、回線等の保守運用を行うものです。主なものとしましては、行政事務用のパソコン、各種システムサーバー、ホストコンピューター、ネットワーク機器等であります。平成23年度につきましては、保健福祉総合、滞納整理、戸籍等のシステム用サーバー等の機器について、老朽化に伴うシステム障害や性能低下を未然に防止するための更新作業を行いました。説明は以上です。

川北人権・同和政策課長

人権・同和政策課、川北でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、目16人権推進費につきましてご説明をさせていただきます。目16人権推進費につきましては、人権同和政策課、人権センターの決算でございます。決算書のほ

うは170ページ、実績報告書のほうは59ページ、60ページでございます。主に実績報告書59ページ、60ページのほうでご説明申し上げたいと思います。

まず予算現額でございますが、1億126万円、支出済み額につきましては9400万円余でございました。まず一つ目、目的でございますが、市民への人権啓発の推進ということでございますが、この目的に係ります経費といたしまして、大きく人権・同和施策の経費につきましては、同和行政推進審議会の委員の皆様への報酬、あるいは人権・同和施策推進経費でございますが、これにつきましては、人権施策推進懇話会の経費等々でございます。また、四日市市内で人権擁護委員の皆様18名、議会のほうでもご承認いただいております委員さんでございますが、18名の委員さんによる人権擁護委員協議会に対しましての補助金ということで47万1000円。あるいは三重県内の行政に関する連絡協議会等への負担金ということで33万5000円。それから一般経費につきましては、臨時職員の賃金あるいは我々の一般旅費、定期刊行物でございます。

続きまして人権啓発経費でございます。人権啓発経費につきましては、まず一つ目が市民人権活動支援事業費補助金でございますが、これは主に全国規模の人権研修会あるいは大会等へ市民の方が参加していただくための補助制度でございます。

続きまして、人権教育・啓発推進プログラム事業費でございます。これにつきましては、人権課題別あるいは対象者別に計画的にプログラムを策定しておりますところでございます。昨年度につきましては、男女共同参画あるいは障害者等につきましては、プログラムの策定を行ったところでございます。

続きまして人権フェスタ事業費でございます。人権フェスタ事業費につきましては、毎年12月上旬、昨年度につきましては12月3日、4日の土曜日、日曜日でございますが、文化会館におきまして人権フェスティバルを開催しております。その中で、報償費あるいは会場借り上げの費用でございます。

続きまして、人権センター一般事業費でございます。これにつきましては、主な支出につきましては、啓発物品、啓発図書あるいは啓発DVDに対する支出でございます。人権センター一般経費は臨時職員1名分の賃金、あるいは職員の旅費あるいは事務用品等の支出でございます。

続きまして人権相談体制強化事業でございますが、これにつきましては、相談事業の強化のために、弁護士による法律学習会等あるいは公開講座等を開催しております経費でございます。

続きまして、人権啓発リーダー養成事業費でございますが、これは、次にも記載させていただきますましたが四日市人権大学　あすてっぷと呼んでおりますが　これを開催しております。この講師報酬費等々でございます。

続きまして二つ目の目的、市内の各地域での人権教育・啓発の支援充実でございます。主要施策実績報告書の60ページに移らせていただきます。これにつきましては、各地域の人権・同和教育の協議会等々への委託金でございますが、総務常任委員会資料のほうの13ページにそれぞれの詳細を書かせていただいております。またごらんになっていただきたいと思っております。

続きまして、三つ目の目的が隣保事業の推進でございます。隣保事業の推進といたしまして、一つ目が人権プラザ経費ということで、その中の一つが人権プラザ、就業支援事業ということで、対象の方を中心にホームヘルパーあるいはパソコン資格、フォークリフトなどの技能習得のための支援をさせていただいているところでございます。そのほか、人権プラザ一般事業費といたしまして、プラザごとに行っております各種人権講座に対する費用あるいはそのための材料費等々の費用に支出させていただいたところでございます。そうした人権プラザ一般経費につきましては各プラザで用務員への賃金あるいは旅費、事業費等々の経費でございます。最後でございますが、人権活動拠点、施設経費でございますが、これにつきましては、人権プラザにつきましては、主な支出といたしましては計画的に修繕させていただいている経費でございます。私のほうからの説明は以上でございます。

松村総務課長

失礼いたします。次に目22諸費のうち、総務課の関係部分についてご説明いたします。ご説明は、主要施策実績報告書の67ページをごらんいただけますでしょうか。主要施策実績報告書の67ページの下の方にございますが、この事務として出しました法定受託事務といたしまして、自衛官の募集に関する事務を市のほうで行っております。経費といたしましては、自衛官の募集事務に係る事務用品等の購入ということでございまして、8万6000円を支出いたしております。なお、本件につきましては全額が国庫支出金ということで国から交付されているというものでございます。以上でございます。

一尾選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局次長の一尾です。よろしくお願いたします。

項4の選挙費について説明させていただきます。決算書は180ページから、それから主要施策実績報告書は71ページから、決算常任委員会資料は15ページからです。主要施策実績報告書71ページに基づいてご説明申し上げます。

71ページのまず項4の選挙費ですが、全体で予算現額は1億9250万円余りに対し、1億8892万円余りを執行しました。その内訳としまして、次のページですが72ページで、目1選挙管理委員会費は予算現額が3118万6000円に対し、3105万円余りを執行しました。主なものは、委員報酬で153万2000円余り。それから選挙管理委員会運営費としまして123万9000円余りを執行させていただきました。

目2選挙啓発費ですが、これにつきましては予算現額が90万円に対し、86万9000円余りを執行させていただきました。主なものについては、各地区の選挙啓発物品の購入費に充てさせていただきました。

目3の県知事選挙費以降ですが、恐れ入りますが決算常任委員会資料の16ページのほうで説明させていただきたいと思っております。決算常任委員会資料16ページのところで説明をさせていただきます。平成23年4月10日に執行しました三重県知事選挙、三重県議会議員選挙につきましては、期日前投票所4カ所、それから当日投票所59カ所で行いました。投票の状況は、知事選挙が54.43%で、県議選は投票率が54.37%、開票の状況につきましては、所要時間が知事選挙で2時間30分、それから県議会議員選挙で3時間ということになりました。それから執行経費ですが、これにつきましては、知事選挙については3480万円余り、県議会議員選挙が1500万円余りということで執行させていただきました。知事選挙、県議会議員選挙とも、県委託金で賄わせていただきました。

それから平成23年4月24日に執行しました四日市市議会議員選挙は、投票所につきましては、知事選挙、県議会議員選挙と同様の投票所の数で執行させていただきました。17ページのほうで投票の状況につきましては、投票率が50.90%、開票にかかった時間につきましては4時間25分ということになりました。執行経費につきましては、平成23年度で1億4370万円余りを執行いたしました。また、投票率向上を目指し、若年層への啓発という形で、昨年、平成22年12月に選挙啓発学生会ツナガリを結成し、市議会議員選挙に向けて大学内や駅前などで啓発を実施し、若者が利用する店などにオリジナルポスターを掲示するなど、新たな取り組みを実施いたしました。

それから平成23年7月10日に執行しました農業委員会選挙は、第6選挙区のみが選挙となり、第1から第5選挙区までは無投票となりました。執行経費は268万円を執行いたし

ました。

それから最後ですが、平成23年5月22日に執行しました桜財産区管理委員選挙は無投票となりました。また先般、追加資料という形で請求がありました、過去10回の投票の有無については、全て無投票でした。資料は昨日配付させていただきました、総務分科会資料の9ページのほうへ掲載させていただいておりますので、ごらんいただければと思っております。

それから執行経費は12万2000円余りということで、この経費については全額、財産区のほうの経費で賄わせていただきました。選挙費については以上でございます。

富田 I T 推進課長

I T 推進課、富田です。

項5 統計調査費について説明させていただきます。主要施策実績報告書のほうで説明をさせていただきます。74ページからです。統計調査費につきましては、統計調査総務費と基幹統計調査費、この2目で構成しております。74ページにありますように、予算現額2234万5000円に対して執行済み額は2100万円ほど。内訳につきましては、統計調査に携わる一般職員2人、それから再任用職員2人分の人件費、それから一般事務経費であります。

続きまして75ページ、目2 基幹統計調査費であります。予算現額1281万6000円で執行済み額も1281万5000円と、1000円の残です。こちらにつきましては、国からの法定受託事務として基幹統計調査の実地調査を行っております。平成23年度は全国全ての事業所及び企業を対象として経済活動の実態を明らかにするための経済センサス活動調査、こういった主要施策実績報告書記載のとおり4調査を実施いたしております。なお、事業経費につきましては県支出金が充当されておまして、ことしにつきましては平成24年2月定例会におきまして事業費補正を行っていただきました。以上でございます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりですが、ちょうど時間になりましたので、休憩に入ります。再開は1時にさせていただきます。

11 : 54 休憩

早川新平委員長

休憩前に引き続き、会議を始めます。午前中に理事者のほうから説明がございました。委員の皆様、ご質疑があれば挙手をお願いいたします。

森 康哲委員

まず工事の検査室のほうでお尋ねしたいんですけども。常任委員会資料の10ページの判定結果、普通が32件となっているんですけども、やや不良、不良というのがゼロ、ゼロなんですね。これ、判定方法というのが、本当にこんなのでいいのかどうかというのをちょっとお尋ねしたいんですけども。基準をちょっと教えていただけませんか。

早川新平委員長

どなたが答えるんやったかな。

樋口検査監

検査監の樋口でございます。

今、判定結果のやや不良がゼロで、どういうふうな判定をしているんだというご質問かと思えますけども、先般の所管事務調査で資料を出していただきましたけども、評価結果については各項目の評価をしまして、優秀が100点から85点、良好が84点から70点、普通が69点から60点、やや不良が59点から50点、不良が49点以下というふうな結果をもって、優秀、良好、普通、やや不良、不良という内容にしております。それで、この評価の出し方ですけども、監督職員が50点、検査職員が50点の合計を合わせて評価をしておると。監督職員につきましては現場の状況、それから検査職員についてはできた状況というふうに見ておまして、その合計で両方がつけた結果が、平成23年度は、やや不良なり不良がなかったということでございますので、評価につきましては、決められた内容によりまして監督及び検査職員が評価した結果でございますので、こういう結果であったということでございます。以上でございます。

森 康哲委員

以前にもお尋ねした案件ですけれども、もう一度ちょっとその工事についてお尋ねしたいんですが。ある道路の側溝の工事で、地域住民の周知をきちっとしないで始められた工事がありました。普通なら回覧を回して工事期間を周知させるのと、通行どめがあるのかわからないのかとか、いろいろな情報を地域住民には知らせる義務があると思うんですけども、そういう措置をとらずに始められて、始まったらいろいろな不備が見えてきた。近所の商店の営業妨害、商店がやっているにもかかわらず片側を通行どめにしたりですね。その商店がやっている、やっていないという営業の表示ですね、そういうのもしない。あと、あろうことか、抜け道にその駐車場を使ったりですね。また近所に対しては仮設トイレも置かずに立ち小便をする。民地に入って昼飯を食べる。等々いろいろな、地域に対して目に余る行為をされている業者に対する評価が、ここにあらわれてないと思うんですけども、そういう評価は一体何点をつけられたんでしょうか。

樋口検査監

そのお話を聞きまして、担当課に私も現状を聞きました。その中で、工事について何遍もご迷惑をかけたということで、その担当職員が3回から4回、現地に出向いて指導はさせてもらったようなんですけども、なおかつ非常に迷惑をかけたということは聞いております。けど、今、委員さんが言われたように、周知徹底はどうだったんだということで、監督職員は異動で三重県のほうへ行っておりますので、聞いてもらいましたけども、その辺の周知徹底の記憶が曖昧でございます。非常に迷惑をかけた状況でしたので、担当課長には、今後こういうことがないようにということではお話をさせていただいております。

そういう案件にもかかわらず、監督職員の点数と検査の結果は69点だったというふうに記憶して、普通の評価であったと思っておりますけども、内容につきましてはいろいろな項目がございますので、そういう結果であったということのご報告をさせていただくしか方法がないかなと。ただ、今、委員さんの言われたように、周知徹底というのは非常に重要なことでございますので、担当課長にはじかに呼んで強く話をしております。以上でございます。

森 康哲委員

その話は前もお聞きしたんですけれども、担当職員がその現場に行ったときに、現場監督さんがいなかったんですね。責任者がいなかった。だから、直接話もできていないんで

すよね。その工事をやっている最中に、その責任者、相手方はいないと。そういう状態だったんですよ。地域の人からも苦情が寄せられているのに、そのまま工事が進んでしまったと。そういう状態の工事が点数化されるのに当たって、普通でいいんですかと。そういう話なんです。

樋口検査監

普通でいいのかということでございますけれども、基本的には今の評価指標の中で、当然その中で点数のつけ方があるわけですが、監督職員の点数は、そういう結果であったと。検査というのは、できた現場の状況ですので、そういう状況も監督のほうから話がないとなかなかわかりにくいわけですが、私どものほうとしては、前にもお話ししましたけども、今後は地元の、どういう状況であったかというふうなことも聞き取って、評価の項目にしていくということで考えておりますので、今後はそういうことに注意してやっていきますので、ご理解賜りたいと思います。以上でございます。

森 康哲委員

今後が大事であって、過ぎたことを言っているんじゃないかと、今後どういうふうに、じゃ、こういうふうに入札に反映していくのか。これが一番大事だと思うんですよ。これ、同じことは二度とその地域では通りませんので。この辺にまた工事しに来たら、地元は怒りますよ。そこの地元はね。どういうふうに入札のほうに反映していただけるんですかね。

早川新平委員長

今、森委員が言うのは、そこの評価にあらわれてないと。さっきの樋口検査監は、項目がないとか、そういうふうなニュアンスに聞こえたんですけど、現実には評価をしていくところに、そこをどういうふうに吸い上げるかという。例えば当日、現場の声で、こういう苦情なりというのが地域から上がってくるんやわな。現場監督がいないということであれば、伝達方法がないんやわな。その業者さんに対してどういう、ペナルティーというのが伝達方法を構築していくのかというのが、森委員の発言だと思うんだよね。今後ないようにするには、どういうふうな方策を講じなければならないのかというのが大事なことだと思うんだけど、そこの観点だと思うんだけど、樋口検査監のほうだと、検査をする部分でそこを吸い上げる部分は、項目を挙げるとか付加するとか、そういった方策はある

のかなということで、そういう質疑やと思うんだけど。

樋口検査監

ご説明が不十分で申しわけございませんでした。今でも監督の評価の中に、地域対外折衝というのがあるんですけども、その辺についてもっと明確に検査項目を示して、担当課と協議しながら、その辺をどう改善できるかというふうなことは今も考えておりました、担当課長会議を開催しながら、その辺はどうするかということは検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

森 康哲委員

ぜひ、こういう、やっぱりいろいろなところで横着する業者は、そういう点数化で評価していくしかないもので、その辺の項目を再度精査していただいて、入札のほうにも反映できるようにお願いしたいと思います。それと、引き続きいいですか。

早川新平委員長

はい。

森 康哲委員

投票所の件ですけれども、決算常任委員会資料の16ページの期日前投票所、四日市市議会議員選挙。これは、場所は4カ所と書いてあるんですが、これ、どこでしたっけ。

一尾選挙管理委員会事務局次長

一尾です。済みません。場所は、総合会館1階のロビー、それから北消防署ですね。それと中央分署、それからヘルスプラザ。この4カ所です。

森 康哲委員

そうすると、西南部がないんですね、四日市の。西南部につくる予定はないんでしょうか。

一尾選挙管理委員会事務局次長

前回の予算のときにもお話等させていただいたんですが、計画的にはやっぱり西南部のほうも、計画というか場所等も当たってはいるんです。今現在はちょっと場所的な、期日前投票所に合う場所がないということで、そういった方向にも増設できるように今後検討させていただいて、まあ例えば、市が今後施設をつくる場合に、そういったところにも期日前投票ができる施設をしていただけるように、一緒に使えるような形で要望はしてまいりたいと思っております。以上です。

森 康哲委員

前もね、予算常任委員会的时候も、そういうふうに指摘されとって、今度また11月には市長選挙もありますよね。大事な選挙がありますので、やっぱりそういうところはスピーディーに進めていただきたいと思っておりますので、要望したいと思っております。市長選はどういうふうな対応をとられる予定ですか。

一尾選挙管理委員会事務局次長

済みません。市議会と同様に、期日前投票所は先ほど言った4カ所。それから当日投票所については、前回もお話しさせてもらった2カ所、投票所を増設しましたので、61カ所という形で今現在、準備を進めているところであります。以上です。

森 康哲委員

それと、17ページの開票の状況の時間なんですけども、所要時間が1時間ちょっと延びていますよね。これってどういうのが原因でした。ちょっと確認なんですけど。

一尾選挙管理委員会事務局次長

立候補者が多かったという部分と、当落の票の差が接近していたということもあって、立会人さん初め、慎重に票の確認を行いました。それから事務局のほうも一旦、票を出したやつを再度改めて確認するというので、ちょっと慎重になったという部分で、1時間余り前回の選挙より遅くなったというのが状況でございます。以上です。

森 康哲委員

立候補者が2名ふえたということですね。確認作業を慎重にしたら1時間というのは、

ちょっとかかり過ぎなんじゃないかなと思うんですけど。早くなるならわかるんだけど。なかなかね。正確性も求められるんで、あれなんですけども。1時間延びることによって、職員の時間外手当とか、そういうのはどれくらい余分にかかっているんですか。

辻総務部次長

総務部次長、辻でございます。

開票事務には全員で400から500人従事しておるんですが、細かい話ですが開披作業とか、分類というのはほぼ終わっておりまして、特に最終の例えば立会人さんが1枚ずつごらんいただいたり、その作業員のみ残す形をとっていますので、実作業はほぼ終わっていますので。当日、最終では50人から100人弱になっておりますので、1時間で人件費の所用は20万円から30万円。全員、時間外対象職員としてその程度ですから、管理職がおりますので、そこまではいかないかなと思っております。以上でございます。

森 康哲委員

本日に職員さんにはご苦労なことで、深夜遅くまで出ていただくということで、なるべく早く処理できるなら処理していただきたいと思いますので、強く要望したいと思います。よろしくをお願いします。

早川新平委員長

他にございませんか。

笹岡秀太郎委員

同じく選挙管理委員会の業務の中でいつも思うんやけど、啓発事業をしていただいとるわね、どこやったっけ。たすきかけとるおじさん。あれは。明るい選挙推進協議会。あれの成果はどういうふうに評価しとんの。

一尾選挙管理委員会事務局次長

選挙の啓発につきましては、各地区、今24地区に分かれて、4名から9名ぐらいの範囲で、各地区で地域のイベントを中心に啓発作業をしていただいております。ただ、24地区でも温度差は若干あるんですけども、やっぱり地域に密着した地道な啓発ではあります。

地域でやっていただけるということについては、一定の評価をさせていただきたいと思っております。以上です。

笹岡秀太郎委員

やっていただいとる方はほとんど高齢の方でね。見とってかわいそうやなと思うんやわ。ほんでね、ご苦労さんですなと言うと、嫌々やけど、せんならんのやわなと、こう言うんやわな。やはり、嫌々でやととるらしい。ちょっとどうかなという気がするの。それと、たすきかけて歩かすのも、それは見た目ですらっしゃるのわかるけどさ。本人たちは嫌みたいやに。もうちょっと現代風にね、何とかもうちょっと考えたたらどうなんやろ。それと、もう少し若年層の方が、そういう啓発活動に加わっているいな工夫というのさ。たまたま私の地域だけかもわからんけど、ほかの地域も同じような状況じゃないのかなという気がするんやわ。やっぱりさ、啓発受ける側も、それはもう喜んでやってもらって、成果が上がるような。目に見えてわかるようにしたほうが、やっぱりもう少し。確かにな、20年ぐらい前の選挙ならそれでわかるけどさ。どうやろ、ちょっと。もうそろそろ考えてもええのじゃないかな。いや、この啓発活動をするなということじゃないよ。方法と、それから参加していただく方。もう少し考えたらという提言をさせてください。

それから投票の状況を見ると、知事選挙とか、それから県議会議員選挙の投票率なんやけど、市議選が50.90%やんね。知事あるいは県議員の選挙の平成15年度からの経緯を見ると、大体よく似た経緯で、57.57%、53.35%というふうな。まあ三つの選挙を見ると大体、過去2回はそういう流れだけど、特に平成23年に執行された市議会議員選挙が50.90%というのは、ほかの選挙の投票率から見ると、若干ちょっと低いのかなと。その辺の数字を見て、どのように評価というか感じているのか、教えてほしいんやけど。

一尾選挙管理委員会事務局次長

全体的に今回の当日選挙に向けて、先ほども若干お話しさせていただいた、これ、全国平均も四日市の平均も同じなんですけど、やっぱり年代別で比べると、20代の年齢層が投票に参加するのが少ないという傾向にあります。四日市市も同様に、やっぱり20代は低い。20代、30代は低いと。40代ぐらいになると、大体平均ぐらいになってくると。それからだんだん上がって、70代ぐらいがピークという形になってくるということで、当日選挙につきましても、先ほど言いましたように、ツナガリという学生の若者の啓発グループなんで

すが、これを立ち上げまして、今、いろいろ取り組みもやったんですが、結果的に、50.90%という形になったんですけども。今後、先ほどの明るい選挙推進協議会の年齢層も、改選とかいろいろな部分で、若い人を特に入れてくださいというお願いはしているんですが、やっぱり今までの人がそのまま更新されて、年々、高齢化していくという中で、今後、やっぱり市長選挙もそうですが今後の選挙に向けて、つながり、若いメンバーの中で、発想で、若い方に少しでも選挙になじんでいただけるような取り組みを今回も考えているんですが。そういった形で、今回の市長選挙もそうなんですが、やっぱり20代の方に何とか選挙に親しんでいただけるような新たな取り組みをやっていきたいと思っております。

笹岡秀太郎委員

今、言われたように、やはり若年層への啓発というのも大事です。啓発する側もやっぱり若年層でないと、今言ったように、やっぱり明るい選挙推進協議会は、重なってしまうけれども、やっぱりターゲットをそういうふうにしっかり絞って、そのあたりをやるべきやるなと思うんやわ。ぜひぜひ、そんなような方向でお願いしたいなと思っています。

それからあわせて、やっぱり啓発活動をしっかりやっとなんかというのを市民が見ていただくと、やはりその姿勢というのも見てくれると思うんですよ。森 康哲委員が今言われたのは、南西部にやはり期日前投票所がないということは、やはりもっと投票活動をやっていただきたいという思いをあらわすためにも、早急にやっぱりこれは整備していかなあかんと思うんです。市長選挙に向けては、どうやら前回と同じような体制でやると言うけども、市長選挙に向けてもやっぱり、できたら一つの目玉として、今からでも遅くないから、そういうことを取り入れていくぐらいのことを考えていったほうが大事なんじゃないかなというような気がするんで、重ねて要望しておきます。以上です。

早川新平委員長

要望でいいですか。他にございませんか。

野呂泰治委員

ちょっと二、三教えてください。委員会資料のページ、2ページの職員研修なんですけども、職員対象の研修ということで、法務研修、法律基礎研修、政策法務研修とあるんで

すけども。規則ばかりの研修なんですけども、四日市市の現在の実情、そういったことについての、新しい道路ができたとか、あるいは新しい建物ができたとか、いろいろなことがある、現場へ行くという研修というのは、余りやってないんですか。

平田職員研修所長

職員研修で、現場に出向く研修をしているかということなんですけれども、新規採用職員の研修の中で施設を見学するというのがあります。あと、業務の現場を見に行くというのはやってないです。新規採用職員に対して、主な施設を視察見学するというようなところでの状況でしか今はないということです。

野呂泰治委員

もう一步言えば、なぜ質問したかということ、昨今は非常に防災訓練というか、いわゆる危機管理ということで、何か地震あるいは津波、何か災害があったときには、職員全員がやっぱり現場へ出ていただくということがあるかもしれない。というよりはあるというふうになっております。できればやっぱり、できるだけそういったことも年に一、二回ぐらいは、どこかの点でやっぱり組み込んでもらいたいかなと思うので要望しますし、同時に法務研修に対して、職員だけになっていますが、こういうところは議員は参加できるんですか。ちょっと聞きますけど。

平田職員研修所長

ちょっと、これは職員の研修ということでカリキュラムを組んでおります。議員さん方の参加については、検討課題ということで今回は答弁させていただきます。ご了承いただきたいと思います。

野呂泰治委員

わかりました。これは議会改革、いろいろあるんでしょうけど。ということは、やっぱり非常に法律がたくさん、国のほうから決められてきますんで、我々もやっぱり、どっかの点でそういったことを、機会がどっかないんかなという。新しく議員になったときは少しそういったことはありましたけど、なかなかそういうのがないもので、ちょっと参考に聞かせてもらいました。

それから、今度は検査のことなんですけども、一応、主要施策実績報告書41ページですか。検査の関係で41ページ、2031件ということを知っていますけど、まあ私も少し監査をやったことがあるんでわかるんですけども、この人数で大変だなと思うんですね、はっきり言って。だから、この辺はお考えがあると思うんですけど、時期的なことでもありますので、その辺は今、現状はどうです。

早川新平委員長

どなたがお答えしていただけるんですか。

野呂泰治委員

十分に検査。

早川新平委員長

趣旨、わかったの。

野呂泰治委員

わかっていますか。

樋口検査監

済みません。ちょっと2000というお話が頭にあったものですから、申しわけございません。

野呂泰治委員

ごめん。これ、入札でした。

樋口検査監

入札ですか。

野呂泰治委員

ごめん、ごめん。

樋口検査監

検査は総務常任委員会資料の9ページに、平成23年度は581件、平成22年度は659件というふうにして提示させていただいてありますけども、その中で検査職員としては、再任用職員3人を含めて7人ということと、兼務検査員も17人ということでやっておりますので。それで検査業務も全般的に2月、3月に集中するということでございますので、兼務検査員でやらせていただいております。その結果、検査室でできる数が97.6%ということですので、あとの残りはどうしても、年度末の部分支払いということになりますので。そこまでの検査は、大体14件ぐらいことはありましたけど、手が回らないという状況ですが、今のところ兼務検査員を17名でやって、97.6%までいっておりますので、非常に職員については負荷をかけておるとは思いますけども、これ以上に正規職員とか兼務検査員をふやすのは非常に、現時的には困難でございますので、今のままでやっていくんですけども。なるべく原課の本音は、3月に集中しないようにとお願いはしておりますけども、なかなかその結果、変更等が伴ってきて、まあ年度末になるという状況も把握しておるんですけども。なかなか改善されにくい中で、兼務検査員を何とかならないかというふうに、担当課と相談しておりますけども、なかなか原課のほうも忙しいということもございまして、現状でやっていきたいと考えております。以上でございます。

野呂泰治委員

少ない人数の中で、限りある時間の中で検査するというか、そういったいろいろなことも見なきゃならんでしょうし、大変だと思いますけども、ひとつしっかりとお願いをしたいと思います。

それと、主要施策実績報告書42ページの人事のほうですけども、パワーアップ研修というのがちょっと出ていましたんですけど、パワーアップ研修というのはどういう内容をされているのか、ちょっと教えてください。

平田職員研修所長

問題解決・発想力パワーアップ研修ということですけども、政策立案していくのに、問題解決能力ということで、問題点をどう見ていくか、解決をどう図っていくか、発想力をどう持っていくかというようなところをポイントに習得するというような内容の研修で

ございます。以上です。

野呂泰治委員

問題解決というのは大変、今の時代ですので、多方面からのいろいろな見方が必要だと思いますので、先だって私たちも、ちょっと視察に行ったときには、九州の武雄市ですかね。民間人の発想ということで、民間人を20%ぐらい、今の受け入れ体制の中で入れるんだというような。そういうことを、小さなところですけどおっしゃっていましたので、いろいろと競争というか、効率化、あらゆる面でこれからなっていくと思いますが、できるだけ発想力の豊かな職員の研修というか、そんなことをしていただくようお願いをしたいと思います。

そして今度は、主要施策実績報告書43ページの人事課ですけども、いろいろあると思うんですけど、年間いろいろ人事あると思いますが、長期欠勤の方というのは今、何人ぐらい、年間というか、職員の中で今見えますかね。

室町人事課長

人事課の室町です。長期の欠席という意味でお答えさせていただきます。平成23年度中、私たちは1カ月以上病欠した者という基準で数字を出しておりますが、トータルで51名、そのうち心の疾患が31名。このような状況になっています。以上です。

野呂泰治委員

いろいろなことで欠勤という理由はあると思いますが、職員をだんだんと少なくするという、言い方悪いんですけども、だんだんと定員のほうも、いろいろ皆さん一緒になって頑張っていたら、少なくなっておりますので、この間、恐らく残業もかなりやってみえる方もおるとお思いますので。やっぱり健康は大事ですので、仕事も大事ですけども、そういうこともしっかりと頭に入れて、許せる範囲はやっぱり無理のないところで人事課としても考えていってもらいたいと。みんなが、もっと言えば職員みずから、先ほどちょっと言っていましたように、職員研修を含めて、1人1役やなくて、1人で2役、3役という多方面な考え方を持った方が、お互いが縦割りの行政じゃなくて、やっぱり人事というか各部局が相協力し合うようなシステムというか、そういうことも。まあなかなか考えにくいかわかりませんが、今度は新しい部局、こども未来部もできますので、いろい

るなことがあると思いますから、だんだんと仕事は多方面にふえると思いますので、希望しておきます。

それから、もう一点だけ。人権のところ、主要施策実績報告書50ページから60ページのところで隣保館が、ちょっと人数が今回はちょっと少なかったという。何か理由があったんでしょうかね。隣保館の事業というんですか、参加人数が。

長谷川人権センター所長

失礼します。人権センターの長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

隣保事業の参加者が減少したということなんですが、実はこれまでの事業を見直したいという地区もございまして、そういった地区ではちょっと事業を縮小しまして、やり方の協議を進めてまいりました。今年度は見直しを行いながら、事業もまた実施しておりますので、実績も回復していくものと考えております。以上です。

野呂泰治委員

最後にですけども、主要施策実績報告書の67ページで、総務課で自衛官の募集事務ということになっておりますけど、これはもう毎年ずっとあれなんですか。やっぱり市が、こういうふうなことは国のほうから依頼を受けるとか、そういった理由があつてのことなんでしょうか。

松村総務課長

失礼いたします。自衛隊法で法定受託事務として市町村の事務というふうに位置づけられております。それに基づきまして本市も行っているというものでございます。以上でございます。

野呂泰治委員

ありがとうございました。以上です。

毛利彰男委員

済みません。よろしくお願いいたします。人事管理費についてお尋ねをしたいんですけども。いろいろとご苦勞をいただいている点、感謝をしたいと思っておりますけども。まさに明日

の命と夢と希望は人事に尽きると思っていますけども。団塊の世代のトップが退いて、どちらかという新しいタイプというか、新しい考えと新しい時代をお持ちの方が今、上のほうに上がってきているわけですけど、いろいろ、何点かありますが、まず1番。おたくら偉いさんは、部下をかわいがっていますかという質問。教えてください。

秦総務部長

それでは、各所属長を代表して、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。部下をかわいがるというやり方というのも、いろいろあるかと思いますが、将来のことを考えますと、やはり部下には、行動面あるいは考え方についても厳しく指導をするというのが本来のかわいがり方だろうと私は思っております。そういった意味で、業務面、それから私での行動面についても、日ごろから厳しく指導をしておるというつもりでおります。以上でございます。

毛利彰男委員

そうだと思うんですね。愛情を持って叱ったり、優しさを投げかけたり、包容したりね。いろいろあると思うんですね。まさに皆さん偉いさんは、父であり母であると思います。父母の恩は山よりも高し。海よりも深くとね。そういう、人と人、心と心、魂と魂のつながりが、やっぱりその人にやる気を起こさせ、そして活力を生み出し、そして一致団結して前進しよう。いたわり合い、励まし合い。それがベースやと思うんですね。昔のタイプの、俺について来いと。そういうのではもう、今はちょっとないというのはよくわかっています。でもね、やっぱり組織の中で、自分の思うことを聞いてもらえる、あるいは叱ってもらえる。そういう、人と人のつながりというのが随分希薄にね。役所だけじゃなくて一般社会もそうですけども。そういう部分をやっぱり、何と申しましたか、研修ですか。職員研修所長さんを中心に、その部分をどうボンドをつけてつないでいくかというところにも、もっと腐心してほしいなと。単に資格を取る、あるいは受講に派遣するというだけじゃなくて。それを否定はしていませんから。そういう部分をまず、何かの形でぜひお願いしたいなというのが一つです。

本論に入りますけども、階層別研修の、パワーアップ、チャレンジ、ステージ。野呂委員も質問されましたが。これは全て義務ですか。希望者に受けさせるとか、そういうのでしょうか。

平田職員研修所長

各階層に受講させる階層別研修というのがあるんですが、委員会資料の11、12ページでございますが、11ページに、パワーアップ、チャレンジにつきましては、受講するタイミングというのがあります。新規採用とかですね。新規採用後何年目とか。ですが、これはもう、その時期に来たら一応義務ということで受講していただいております。

毛利彰男委員

同じように、下の特別研修、派遣研修、自主研修は当然、これは積極性を見るものだと思いますけど、特別研修、派遣研修についてもどうなんですか。これも義務ですか。

平田職員研修所長

済みません。特別研修につきましては、トレーナーとかは、トレーナーになっている方とかいう形があるんですが、基本的には受講案内を出し、受講希望者を募っての参加ということ。派遣につきましては各所属で、外部の研修機関に専門的な研修を受けるために、各所属で選抜して派遣するということですので、これは各所属でいわゆる希望とか選抜とかいう形になります。

毛利彰男委員

その職員さんの向上心とか積極性とかですね。そういうものを生み出す、そしてやる気を起こさせるという一つの体として、希望者あるいは推薦というのが特別研修、派遣の中に入っているということに、まあ安心はしています。やはり向上心、積極性を促すようなシステムづくりをしてほしいと思いますので、その最たるものが自主研修だと思うんですね。今、特別研修も派遣研修も、時代に即応する、あるいは四日市に産業都市として一番マッチするようなこともいろいろあると思うんで、もう少し幅を広げてもらえればなと思います。

それで自主研修についてお聞きしますが、国家資格の取得は、受講料の補助とか、そういうあたりはどのふうに考えていらっしゃいますか。実態はどうでしょうか。

平田職員研修所長

資格取得の補助につきましては、かかる経費の2分の1で上限が5万円ということになっております。通信教育の補助につきましては、これも受講料の2分の1で上限が5000円ということですので。もう一つ、自主研究グループへの援助というのがありますが、これにつきましては、活動にかかった経費の3分の2以内で上限3万円ということで規定しております。

毛利彰男委員

そういう基準があるんですが、その基準のいわゆる上限ですね。それから3分の2とか2分の1とかという。そういう基準はもっと緩和すべきだというふうに要望します。どんどんふやして受験をしていただく方向でバックアップすべきだと思います。合格した人には全額支援をしてあげると。滑った人は全額個人持ちと。それぐらいのはっきりしたものを打ち出してもいいと思います。上限も、物によっては、そんな5万円じゃなくて100万円でもね。もっと出してもいいものもあると思います。この辺の精査をもう少しすべきだと思うし。それが要望ね。

それと、各職場で必要な資格というのが、もう一度見直しして欲しい。市民のいろいろな書類を審査したり監査したり検査したりする中にね。ごめんなさい、きつい言い方で。資格も持ってないのに審査をしているというのが現状なんです。それは経験とか、持っている人が上司にいるとかですね。そういうことで補われている部分はあるんですけども、やはり窓口の最先端で対応される方がそういう資格を。福祉の面も消防の面も、事務手続でも、いろいろな国家資格があるはずですよ。災害の関係とか。そういう部分で、やはり積極的に、その仕事につくためにはどういう資格を保持していなければいけないかという部分をもう一度洗い直して、積極的にその資格を取らせていただくような配慮をいただきたいなと思っています。

それから、これらいろいろな研修に出られた方のフォローですね。ここが大事やと思うんですわ。行ってきたよ、ありがとさんと。これではいけないと思うんですね。当然、これ、報告書なんか、出されていますわな。どうですか。

平田職員研修所長

もちろん出張でございますので、報告書、いわゆる復命ですね。復命は提出するようにしております。うちで出した経費については、必ずうちのほうにも報告するようになって

ておりますし、その後は職場での研修にも生かすようには指導しておるところでございます。

毛利彰男委員

いわゆる復命書ではなくて、行って会計処理をしたという、そうじゃなくて、そこで何を学んで何を職場に生かしていきたいか、あるいは将来に生かしていきたいかという、その部分が大事なんですよね。そういう意味では、やはり行った方の思いとか学びを、いろいろな方に見ていただくことが大事だと思います。だから、庁内でそれを回覧したり、あるいは我々議員も非常に興味があります。どんなことを学んでいかれたのかなど。我々の議員が視察に行ったときには、公文書扱いですから、開示請求を受けたら、きちんとそれは出すことになります。開示を受けなくてもオープンです。そういう意味では、ぜひそのあたりを改革していただいて、研修を受けられた職員さん、名前は消してもらっても結構ですから、どういう学びをしてきたかと。それで、一番最後の欄に、改善提案みたいなものを書けるような欄をつくって、それをみんなが共有しながら、それを議論できる場をつくってあげたら、もっともっといいかなと私は思うんです。

だから最初に言いました、人がこの四日市市役所をつくると思います。そして上司の、父と母の愛が部下を育成することになると思います。そのためには、単に研修に行ったよというのではなくて、行ってどうだったと。それを職場でどう生かそうかという議論ができるようなスタイルをつくっていただきたいなと思っています。時間的に非常にタイトな中で、議会からあれつくれ、これつくれという中で、遅くまで残業されて土日も出てこられている姿もよく拝見しています。よう知っています。だからこそ、その思いがあるはずですわ、一人一人の。とっても優秀な職員さんがいっぱいいますから、ぜひそれを、しっかりとしたもの、形にするように、それこそやはり人事管理だと思いますので、どうかよろしくお願いします。以上です。何か一言あれば。部長さん。なかったらよろしいですけど。

秦総務部長

いろいろご提言、本当にありがとうございます。特に研修部分では、必須の研修だけではなくて、本人の強い意識のもとにやるのが本来の研修だろうと思っています。先ほど委員さんおっしゃいましたように、研修に行くだけではあきませんので、本当にその後の活

用という面を重点的に捉えまして、せっかく得てきたものをできるだけ広く周知・活用できるように、我々職員研修現場における職員といたしましても意識をさせていただきたいと思います。より高度な知識あるいは技能を持った職員の育成ということを心がけてまいりたいと思います。

早川新平委員長

よろしく願いいたします。他にございませんか。

森 康哲委員

これは、主要実績報告書の38ページから39ページの人事課、職員の効率的な任用のところで、職員数が定数と現員と書いてあるんですけども、この定数というのは、平成23年と平成24年度と比べて、病院しかふえてないんですね。これは何か理由があるんですか。ふやせないんですか、定数は。

室町人事課長

今、定数についてご質問がございました。市立病院だけ結果としてはふやしております、ほかの定数はいじっておりませんが、定数というのは条例で定めるということが決まっておりますけれども、今ちょっと差がありますのは、いろいろな、今、例えば昨今、東日本大震災なんかで、まあ急に職員が要るですとか、そういうときのために、ちょっとその差を設けているというのが実態なんですけれども。定数というのは、一定の人件費の大枠を示すというものでありまして、その定数と差があっても差し支えはなく、逆に超えてはならないというふうになっておりますので、今のところ、あえて定数は病院を除いてさわりにいっていないというのが現状です。以上でございます。

森 康哲委員

定数というのは、再任用職員や嘱託職員や臨時職員も入れての数なんですか。

室町人事課長

こちらに掲載させていただいておりますのは、正職員及び、通常の勤務と同等の勤務をしている再任用のフルタイムの職員が入っております。嘱託職員は入っておりません。

森 康哲委員

囑託及び臨時職員の上限はあるんでしょうか。

室町人事課長

囑託、臨時職員の上限は、特に決まりはございません。

森 康哲委員

定数、例えば消防職員なんかも、定数ぎりぎりまでいっていますし、けど、今説明があった大災害に対する対応で、ふやさなければならない部署も出てきていると思うんです。消防職員もそうですし、危機管理室なんか特にそうだと思うんですね。今、自衛隊員の補充がありましたけれども、まだまだ手薄で、本来の業務が滞っている部分というのがかなりあると思うんです。そういうところ、人事面でぜひ応援してあげてほしいんですけども、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただきたいんですが。

室町人事課長

危機管理室につきましては、実質6人であったところを4月の時点で10名にしまして、この9月に自衛隊OBの職員を1人配置して、11人ということで今、運用を図っております。どの数が適正かというのは、単に人数だけではわからないと思いますので、今後、部局といろいろ話の中身を精査しながら、人事的な配置をしていきたいと思っております。

森 康哲委員

明らかに手薄と言ったのは、今、例えばゲリラ豪雨とか台風とか、そういうときに対する対応もなかなか十分にとれてないというのが現状なんです。これが大規模災害があったら、なおさらいろいろなところでふぐあいが出てくると。また消防との連携も十分とっていかなあかんの、人的に手薄なために、いろいろなところに業務で割かれて十分とれていないと。情報がとまっていることもあるんでね。我々、委員に対する報告もままならんこともあるんで。やっぱり人はまだまだ足りないというのが我々にとっても見受けられますのでね。しっかりその辺のことを考えていただいて補充していただきたいと要望し

たいんですけども、部長、いかがですか。

秦総務部長

確かにおっしゃるように、危機管理の面については、どれだけ人員がいても、これは本当に十分かという部分はないと私も思っております。今回の本会議においても、危機管理体制についてご質問いただいた議員さんもございました。その中では、特に危機管理室と常時勤務に当たっておる消防職員との連携を強化するという視点もございまして、今後、消防も一部手薄やないかというようなご指摘もいただいております。この部分については、消防あるいは危機管理室とも、先ほど室町が申しましたとおり十分に協議をしながら、必要な人員を配置していきたいと思っております。

森 康哲委員

それはふやすということで、よろしいでしょうか。

秦総務部長

必要な部分はふやしてまいります。

森 康哲委員

必要な部分というのは、例えば同格市、津市を見ましても、今、昨年までは15名でしたよね。それが今年度30名、倍増になつとるということで。やっぱり四日市はそれに比べてどうなのかというふうに言われてもしょうがないと思うんです。やはり、三重県ナンバーワンの都市であるとともに、経済力、また人口的にもナンバーワンなんだから、消防力、防災力もナンバーワンにならなあかんと。安心して住める町にしていかなあかんと。そういう思いで人事配置をお願いしたいと思っております。以上です。

早川新平委員長

他に。

芳野正英副委員長

1点だけちょっとご指摘したいんですけど、この補助金・負担金見直し一覧表の3ペー

ジの3番の、四日市市職員共済会補助金なんですけど、これは備考部分が、要綱に終期が設定されていないため、終期設定について要綱改正を行うというふうに書いてもらってあるんですが、これ、昨年度も同じふうに書いてありまして、終期設定がないので要綱改正を行うという形で書いてあるんですが、1年たっても同じ文章なので、早急にこれは終期設定をして改善を行っていただければと思うんですが。

辻総務部次長

実は私ども、市全体の補助金の見直しの中で問題があるものが、一つとして終わり期、終期がないものという定義がございまして、これ、挙げてございます。ただ、これについて、内部でも去年からもたびたび議論をしとるんですが、職員共済会の補助金につきましては、地方公務員法第39条の職員の健康管理だとか元気回復の事業を担っとる部分がございまして、この負担額につきましては、職員が負担しておる額と同額を出しておるという性格の補助金でございます。よその市でありましたように、それが退会金にその公費が当たるとか、いろいろ過去に問題がございましたけれども、そういうものであればサンセットに当然するべきものというのを感じておりますが、ただ申し上げましたように、福利厚生と申しますか、地方公務員法の第39条……失礼、第42条でございます。地方公務員法第42条の元気回復事業ですので、そのあたりの定義も含めて、あるいは福利厚生の事業主としてあるべき負担というのはどういうものかという視点で今、議論をやっておりまして。ただ、市全体の補助金、通常のサンセット方式の補助金の物差しで書いてしまいますとこうなってしまうので、このあたり、ちょっと言いわけ気味で申しわけございませんが、事業主が負担すべき額、ものという補助金でございますので、そのあたり、もうしばらく、事業主のあるべき姿という方向で、見直しなり議論をしていきたいと考えております。以上でございます。

芳野正英副委員長

もちろん、この補助金の中には、終期を全て設定できるわけではないと思うので、PTA連絡協議会の事業費補助金についても、その性質上、終期がどうかという部分の記載なんかもあるので、それならそれでそういうふうに記載を変えてですね。これだと何か全然進んでいないような感じなので、その性質上、終期が設定できないものは、終期が設定できないというふうな形に書いていただいてもいいのかなと思うので、その点は、そんなに

恐縮されると言いくいんですけど、お願いできればなと思います。

それからもう一点、桜財産区ですけど、これは追加資料でもあって、森委員やったと思うんです、たしかこれ。委員選挙の有無を書いて資料を出したので、この追加資料の9ページであるんですけど。これ、財産区というのは、そもそもいわゆる議決機関は原則置かなくていいところを、都道府県の知事が設定して議会が議決すれば、条例で管理会を定められるというふうになつてくると思うんですけど、ここずっと見ると、選挙にもなっていない特出しをしているのを、そろそろ時期を見ながら見直すということもあるのかなと。法律上は別に特別会計にせんでもいいところを、ずっと四日市は特別会計にしていますが、この辺の見直しとかはまだいかないのか、それとも地元としてはやはりこれはこういう、現状の形で守ってほしいと思っているのか、その点だけちょっとお聞かせいただけますか。これは財政経営部じゃない。総務部ですか。

松村総務課長

財産区の所管は財政経営部でございますので、そちらのほうとも協議しまして、今後、検討させていただきたいと思います。

芳野正英副委員長

後で聞きます、じゃ。

早川新平委員長

それでは、ここで……。休憩しようと思ったんですけど。よろしいですか。じゃ、10分ほど。再開は2時10分をお願いいたします。書いといてください。

14:00 休憩

14:12 再開

早川新平委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。笹岡委員、よろしいですか。

笹岡秀太郎委員

何言うのやったか忘れた。人事のほうの厚生事業のことを少しお伺いしたいんですけど。職員の皆さん、健康で、心身ともに健全で、市民の皆さんにきっちりと信頼を得る仕事をさせていただくことが大事かなという思いがするんですけど、この指標のところ、何だ。特定保健指導対象者数を平成24年度までに平成20年度比で10%以上削減していくんだと目標を掲げていただいとるけど、この元数が全然わからんのやけど。平成20年の数というのが。どこかデータとして出とんの。

室町人事課長

元数の数でございますが。済みません。ここには掲載されておりませんが、当時206名であります。当時206名。それで平成23年度には156名にまで下がりました。156名にまで下がりました。

笹岡秀太郎委員

206名というのが平成20年度の数ということね。それで、この中に、何だ。職員の……。ごめん。その減った数を見ようとすると、どこに次の。いわゆる健康管理費のところなんか、衛生管理費のところなんか、どこでどういうふうに見ればいいのか。減らしてったところの経費がかかるとるのでしょう。

室町人事課長

資料がわかりにくいかもわかりませんが、通常の健診は全員が受けます。特別健康診断の対象者というのは、ここでいいますと44ページの延べ646人というところなんです。ちょっと過去の経費の経緯とかは書かれていませんが、健診は積極的に受けて指導は受けないということもありまして、経費だけでは、よくなった、よくなれないというのは、ちょっとわからないというのも現状であります。

笹岡秀太郎委員

ようわかりましたって、全然わかってない。そうすると、この延べ数の中にいわゆる指標となる特定保健指導対象者というのが含まれているというふうに理解をするの。それでよろしいか。

室町人事課長

そのようにご理解いただきたいと思います。

笹岡秀太郎委員

指標として、これ出すんやったら、もう少しこれ、何かもうきちんと整理したほうが、もう少しわかりやすいかなと。いや、決してクレームでも何でもないんやに。見ようとしたときにわかりやすいわねと。

室町人事課長

数字等でももう少し皆さんに見やすいように工夫をしたいと思います。以上です。

早川新平委員長

よろしく願いいたします。

笹岡秀太郎委員

その上で、心の部分で言うと、健康相談室に81名の方が相談に来てもらってるんですね。それを受けて、職場復帰支援が14人という数字が出とんのやけど。これはどういうふうに見たらええのかな。例えば81名の中で、職場復帰を目指して。いや、何ていうのかな。利用したけれどもなかなか復帰できない方もこの中にあるのかなと思うんやけど、どういうふうに見たらええの。

室町人事課長

こころの健康相談と申しますのは、月2回大体行っておるんですけども、ここで相談をしまして、復帰に際してはドクターの診断書をつけます。その復帰支援の3万1500円というのは、復帰する者が医者にかかるときの診断料でございます。

笹岡秀太郎委員

そうすると、このこころの健康相談室は、具体的にどこでやるの。

室町人事課長

今、北館の5階を使って、月2回、臨床心理士によってさせていただいております。

笹岡秀太郎委員

そうすると、その人たちは職場に復帰していない人も、またここへわざわざ来て相談するの。

辻総務部次長

総務部次長の辻です。ちょっと、去年まで担当しておりました関係で。実はこれ、ちょっと別物と考えていただいたほうがいいと思います。と申しますのは、職場復帰支援は、長期に休んでいた人が、特にメンタルの場合は多いですが、無理して出てくる場合がありますので、復帰に際して長期間、何カ月って休んでいた人に必ず、本当に健康状態は大丈夫か、職場へ復帰できるのかという、復帰の前提のときにするものでございます。こころの健康相談と申しますのは、月2回、これは通常勤務しとる、私がそのときに行ったり、当然、長期で休んだる者も中には行きますが、休んだる人はどっちかというと病院とか行く場合が多うございます。比率的には今、休まないというか、あるいは少し心の乱れがあったり、相談事がある職員が行くものがこころの健康相談でございます。一部ダブっています。

笹岡秀太郎委員

わかりました。別物なんやね。ストレートで二千何ぼって、これの診断料ですか、この支援費というのは。今言った二千何百円が。

辻総務部次長

産業医も面談しますが、長期に休んでいる職員は病院にかかっていますので、その受診料等は当然、本人の負担ですけれども、主としてもう本当に治ったのかと主治医の意見を聞くんです。本人のことばかり聞いてはいけませんので、主治医に、本人の同意を得て紹介するんですが、その手数料というか、主治医の、ドクターの手数料とご理解いただければと思います。

笹岡秀太郎委員

そういう意味ね。要するに職場として適正に職務が全うできるかというのを確認するための経費ということね。これ、別に復帰支援でも何でもないやんか。何か、復帰支援というと、復帰するために、その人を助けるための支援事業か何かやと思うんやけど、もう少しこれ、要するに違う事業で考えたほうがいいんじゃないの。

辻総務部次長

ただ、そのときの本人の状態も、主治医はかなり診ていますので、当然その時点の状態も書いてもらいますけれども、職場の復帰の際、主治医としては、こういう配慮をすればスムーズに入れるんじゃないかとか、そういう意見もかなりウエートを占めていますので、この事業で整理してございます。

笹岡秀太郎委員

私が余り言うとかかんけど、メタボリックシンドローム対策というのは、具体的にどういうことをやられたの。

辻総務部次長

辻でございます。

これは、積極的な動機づけ支援と積極支援とか、いろいろ状態によってありまして。軽いものであれば保健師さんが電話なんかでどういう状態ですかというのもあれば、本当に面談をして、メニューをつくってもらって、そういうような、いろいろ状態によってございます。ただ、1点だけちょっと誤解していただくとあれですが、これは、メタボ率が一定以上になりますと、保険者にペナルティーが課せられるんです。私どもの保険者は三重県市町村共済組合ですので、この事業自体の実施主体は共済組合になります。その保健師の費用は誰が出しているかという、直接的には共済組合が負担しています。ただ、めぐりめぐって負担金なり保険料になっていますので関係なくはないですが、ただ、その状況は共済組合から逐一來ますので、共済組合も一定下げないとペナルティーが来ますので、そういう関係にございます。以上でございます。

笹岡秀太郎委員

わかりました。この指標と数字を見とると、随分適正に実施をされとるというふうな表現で見るんだけど、今の部分、心の部分でいうと、本当にその部分、例えば20%、37%で改善されとんのという思いがあるんですが、そのように理解していいんですか。

辻総務部次長

辻でございます。

まず、このメタボリックシンドロームの率については年々改善してございます。例えば職員食堂なんかでもカロリーを表示していますけれども、かなり努力はして下がったのかなとは思いますが。ただ一定、心の、先ほど室町課長が申し上げましたけれども、今、五十数人というお話でしたけれども、ここ数年、過去を見ていまして、50人から70人の幅で1カ月以上の長欠者がございます。それで、これは一般に新聞紙上では、残業が多くて、それが結果的にメンタルにつながってという報道が結構多いんですが、やはりこれ、全体を見るのも必要ですし、特に個別もやっぱり見ていく必要があるのかなと。そうしましたら、家庭的な事情の件もあるし、健康状態の面もあるし、このあたりは非常に個別に対応しないといけないのかな。それと今、産業医の復帰支援という項目、申し上げましたけれども、これを入れ出したのも、ここ数年でございまして。より、産業医の先生ももう頻繁に人事課へお越しいただいておりますが、産業医の先生と十分連絡・連携をとって、所属長も通してご家族へのアプローチだとか。これが特効薬というのは非常に困っているのが正直ですけれども、できる限り、これがベターだろうというので、いろいろな知恵を絞るととというのが実際の状況でございまして。以上でございまして。

笹岡秀太郎委員

対応してご苦労いただいとるのは大変理解もするところですし、ご苦労さんやなという思いもするんですが、決算で出てくる表あるいはデータからの部分で言うと、もう少しやはりこの心の部分を特出ししてもええのかなという思いがすんで、意見として申し添えます。以上です。

早川新平委員長

もうよろしいですね。他にございませんか。委員の皆様。ではここで一応、質疑を打ち切ります。委員外議員の議員さん、ご質疑ございますか。手短によろしくお願いいたします

す。

川村高司委員外議員

委員外議員ですが、よろしくお願ひします。資料請求させていただいて、出しているんで、そのことに関してのみ、ちょっと確認させてください。追加資料の3ページに職員の級別役職一覧という資料をまとめていただきました。ありがとうございます。この中で、勤続年数規定というので、オートマチックといたら変ですけど、上がっていく級とかというのがあるのか、もしくは、勤続年数が何年以上でないと、この級には行けませんよというような級はあるのか、ちょっとその辺、教えていただければと思うんですけど。

室町人事課長

内規は持っておるんですけども、標準的というお話でさせていただきますと、この表にある係長級には、大卒で大体35歳前後で参ります。次の課長補佐級は大体43歳前後ぐらいで参ります。ほかは……。済みません。ちょっと間違えました。係長級が35歳前後。合っています、合っています。補佐級が43歳前後。課長級は大体48歳前後で到達します。その後は評価によります。以上です。

川村高司委員外議員

7級までは年次経過とともに通常、等級というか、昇給が上がっていくんですか。

室町人事課長

特別の昇格試験というのを持っているわけではありませんが、候補者に対してそれぞれの段階で昇格前に昇格候補者としての研修を与えたり、通常の勤務評価などを総合的に評価して、昇格させる場合はさせておきまして、全員が行くというわけではございません。以上です。

川村高司委員外議員

済みません。じゃ、あと管理職というのが、6級以上なのか7級以上なのか、どちらでしようか。

室町人事課長

7級以上が管理職でございます。

川村高司委員外議員

あと、各級で構成比というのは、どこかに公表はされてるんですかね。職員さんの、1級から9級までの構成比、何%とかというのは、公表はされていますか。

室町人事課長

広報等にも掲載をさせていただいておりますが、ちょっと詳細なのは今持っていないんですけれども。

川村高司委員外議員

公表されていればオーケーです。

室町人事課長

公表されております。

川村高司委員外議員

最後です。この勤務評価は基本、例えば一般職であれば4級、5級の係長級が評価して、その4級、5級の評価は6級がするというような、そういうルールでいいんですかね。

室町人事課長

この評価ですが、基本的には課長補佐級以下のものは全て課長が行います。

川村高司委員外議員

最後です。ありがとうございます。結果、勤務評価は公表ってされるんですかね。何級職の中で、これSからDまで評価がありますけれども、その評価結果は年度ごとに公表されているんでしょうか。

室町人事課長

これは人事配置とかの資料にしてありますが、あくまで内部資料でございますので、結果の公表等は現在行っておりません。

川村高司委員外議員

これって、当然イメージじゃなしに、何級の評価はパーセンテージ、Sランクが何%とかDランクが何人とかいうような。を資料として出してくださいと言えば出せますか。要はD評価がいるのかいないのかとか、そういうことなんですけど。

辻総務部次長

まず、評価の結果につきましては、実名なしということでございますけれども、このデータの収集目的が昇格、昇給、人事配置に関する目的で収集しておりますので、個人情報保護条例だとか、そのあたりで、対象の除外になつとる文書になっておりますので、そのあたりの少し整理をさせていただく必要があるとともに、名前抜きの場合、特定されるおそれがあるかないか、その辺の整理をちょっとさせていただく必要がございますので。と申しますのは、かなり、何と申しますか、神経を使うような場面もございますので、そのあたりちょっと精査をさせていただければと思います。ただし、ただしですが、管理職の評価というのは査定昇給等にかかってまいりますので、その部分であれば、一定、整理はそのほうがよいかなとは思われますが、全職員になりますと、そのあたり、冒頭申しましたような整理すべきものがございますので、ちょっとお時間を頂戴した上で、ちょっと研究させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

川村高司委員外議員

評価というのは、人が人を評価するのは非常に難しいと思って、勤務評価表の1次、2次とか、この詳細もいろいろ確認させていただきたいことがあるんですけども。結果、最悪のD評価は誰も実はいないとかいうことになっていたりする組織形態もあたりはします。実際は評価というのはどういうふうな、きれいなこういう標準偏差になっているのか、その辺ちょっと、どういう評価をされているのか知りたかったんで。まあ検討していただいて、できる範囲内で教えてください。以上です。

早川新平委員長

よろしいですか。それでは質疑はこの辺で終わらせていただきます。討論がありましたらご発言願います。

(なし)

早川新平委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務関係部分、第9目計算記録管理費、第16目人権推進費、第22目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費の部分について、決算認定すべきものと決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第16目人権推進費、第22目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

早川新平委員長

理事者の方、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。理事者の入れかえを行います。委員の皆様、そのままお座り願えますか。5分程度かかると思いますので。

14 : 34 休憩

14 : 39 再開

早川新平委員長

大変お待たせしました。それでは会計管理室、議案第73号、平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、理事者のほうからご説明をお願いいたします。

議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第6目 会計管理費

伊藤会計管理者

今から会計管理室の決算につきましてご説明をさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

弓矢会計管理室長

済みません。それでは私のほうから、平成24年度8月定例会議、会計管理室が所管しております一般会計の歳出、第2款総務費の第1項総務管理費の中の第6目会計管理費につきましてご説明させていただきます。資料のほうは、決算書につきましては162ページ、それから163ページでございます。主要施策実績報告書につきましては47ページ、そして別添の決算常任委員会資料が2種類ございまして、表紙の下に会計管理室と記載してあるものと、それから会計管理室と財政経営部が併記されているものの2種類でございます。

それでは、まず主要施策実績報告書のほうの47ページ、ごらんいただきたいと思います。下半分でございます。目6会計管理費、予算現額2762万1000円に対しまして、支出済み額は2712万3708円。そして予算現額に対します割合、すなわち執行率につきましては98.2%で、不用額は49万7292円ございました。

次に平成23年度の主な業務内容につきまして、説明の欄、ごらんください。適正な会計事務処理の確保に向けて、4月に会計実務担当者への会計事務研修、そして翌年2月に各所属長、すなわち出納員に対する審査事務研修を実施いたしました。また、各所属に出向いての現地検査を通して、会計実務の指導あるいは支援を行い、さらに総務部や財政経営部と合同で、8月に、より適正な事務事業推進のための所属長研修を実施し、総務部からは法令遵守とか綱紀粛正、そして財政経営部からは適正な予算執行について、そして私も会計管理室より会計事務の基本的確認事項についての説明を行いまして周知を行いました。それから公金の運用につきましては、安全性を第一とし、支払いが滞らないように流動性を確保しながら、資金収支の動きに合わせて1カ月未満の短期運用や財政経営課と協議の上、歳計現金での国債運用も行うなど効率的な運用に努めました。

それでは、続きまして別添の会計管理室の決算常任委員会資料に基づきまして、会計管理費の平成23年の予算執行状況をご説明させていただきます。

まず表紙をめくっていただきまして、一番上の細々目、会計管理費、すなわち公金及び財産の管理運用に関する経費の中で、主なものは上から三つ目の委託料でございます。収納データ作成業務や口座振替処理業務などの委託料の支出は1781万2000円となっております。2番目の細々目、会計管理経費につきましては、ここに記載のとおり、臨時職員の賃金、決算書の印刷費などの事業費、そして職員用机・椅子等の備品購入費など、一般経費でございます。そして一番下は三重県都市会計管理者協議会への負担金でございます、5000円の支出がありました。会計管理費全体の平成23年度支出合計額といたしましては、2712万3000円でございます。

それでは引き続きまして、今ごらんいただいております資料の後に添付いたしました、表紙の下に会計管理室、財政経営部と併記してある決算常任委員会資料のほうをごらんいただきたいと思います。表紙めくっていただきまして、右側1ページ。上段に記載がございますように、平成22年10月に金券の管理の基本方針を改正いたしまして、金券の出納管理について適正化を図りました。そして、昨年度に引き続きまして、今年度の決算審査におきましても、年度末の金券残高をお示しいたします。各所属が保有しています駐車券とか切手、金券全体の残高はここには記載がございませんが、改正前の平成21年度末では3000万円を超えていましたが、このページの表の上に記載がありますように、平成22年度末では約700万円、そして平成23年度ではさらに約400万円減少いたしまして、年度末の残高は約300万円となりました。なお、内訳につきましては記載のとおりでございます。

そのページ以下の平成23年度金券残高一覧表は、まず全体の合計表、次に内訳といたしまして切手と駐車券、そして収入印紙、その他の順に各所属ごとに保有状況を取りまとめてございますので、またご参照いただきたいと思います。

それでは次に14ページのほうをごらんください。これは、昨年度の決算常任委員会の追加資料として提出いたしました、歳計現金及び基金の運用状況でございます。歳計現金、基金とも、平成22年度と比較いたしまして平均資金残高はふえておりますが、預金金利の下落等によりまして受け取り利息は減少いたしました。なお、資金運用は金融機関への預託を基本としておりますが、資金需要を鑑みながら国債による運用を行ったことによりまして、この表の真ん中あたりに記載ございますように、国債運用分の平均資金残高が昨年度より多くなっております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。委員の皆様、ご質疑がございましたら発言をお願いいたします。どうぞ。いないのかな。

じゃ、私から。金券管理の部分が去年もいろいろ問題になりましたけども、ここにも13ページに金券管理の基本方針というのが書かれておるんですけども、そこら辺についてちょっと説明をお願いできますか。どのように変わってきたかという。

弓矢会計管理室長

この基本方針でございますが、平成20年度にちょっと金券に関する不祥事がございまして、管理自体をもう一度見直して適正に管理するよということ、この基本方針の見直しをさせていただきました。まず大きく変わった点でございますが、まず切手につきましては、それまで各所属のほうで購入しておりましたのを、これも総務課の一元管理といたしまして、原則としては各所属で保有をしないということになりました。基本的には出先機関以外につきましては保有がゼロということになっております。あと、駐車券につきましても、もう必要最小限の保有、原則としましては大体1月分にとどめるということ、それも余分な保有をしないよということ、それも適正化を図っております。それから収入印紙、あるいはその他、これは競輪のクオカードでございますが、それにつきましても、もう必要時にその都度購入するということに改めております。それらの購入につきましては、必ず財政経営課の合議を求めるということになりまして、決裁のほうを財政経

営課に持っていきまして、その購入枚数が適正か、必要以上に買っていないかということをチェックするということになりました。大体そういう点でございます。

早川新平委員長

そうすると、平成20年やったかな、いろいろな不祥事があって、こういう管理方法、基本方針に沿ってやっていただいておりますけども。今の場合はきちっと月単位でやるとか、今のご説明であったんですけども、円滑に、何の問題もトラブルも目立ったものは起こっていませんか。

弓矢会計管理室長

多少、各所属につきましては、今までは切手を手持ちであって、その都度発送していたというのが、総務課のほうで後納郵便ということで、一括して総務課から送るという。ちょっと手間がかかるというような不満は多少あったんですけども、それも現在ではほとんどなくなっております。円滑に今のところ運用されていると思っています。

早川新平委員長

今のご説明でも、少しちょっと煩雑になるというところは致し方ないのかなと思うんだけど、各部署のほうからいろいろなご意見というのは届いていますか。

弓矢会計管理室長

改正当初は結構、いろいろな意見をいただいたんですけども、今はもう適正な管理というのが優先されるということで、もう不祥事が起こらないような事前の予防策として、こういった管理をしなければならないということも周知されていまして、不平不満というのは今のところ、もうほとんどないということでございます。

早川新平委員長

ありがとうございました。以後もよろしく管理してください。他に、委員の皆さん、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご質疑をなしと認めます。委員外議員さんはどうかな。ここで一旦、質疑を打ち切ります。

川村高司委員外議員

この金券購入及び管理についての資料というのは、監査のときに、この資料って出ている資料ですかね。これは、決算監査のときに出ている資料ですかね。私が。これは、この場で初めて出てくる資料ですかね。

弓矢会計管理室長

この資料は、今回初めて提出させていただいた資料でございます。

早川新平委員長

それでは、ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。討論がありましたら。

毛利彰男委員

今の委員外委員さんの発言やけどさ、それを出してませんというのは、ちょっとおかしいと思う。なぜ出さないの。できてなかったの、この資料が。当然、今、この前不祥事を起こしとるやつやから、監査のところで監査してもらうべき資料やと思うんやけどさ。何でなん。

伊藤会計管理者

会計管理者、伊藤でございます。

これは平成22年9月定例会の委員会におきまして、委員会資料として、不祥事を受けましてまとめてご提出をしとるということで、昨年も9月に決算常任委員会に提出をさせていただきました。それで今回も、この決算常任委員会ということでございますが、おっしゃっていただきますように、この取りまとめをした段階で監査委員さんのほうにも報告すべきものと思いますので、次回改めさせていただきたいと存じます。

早川新平委員長

よろしいですね。今の伊藤管理者の発言は、私は適正と。ただ、川村委員外議員のほうからはそういう声があったので、できれば冒頭に説明があってしかるべきかなと。そうであれば誤解も招かないと思いますので、以後気をつけていただくようお願いいたします。

それではご質疑もないようですので、討論に入ります。討論がありましたらご発言願います。

(なし)

早川新平委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、認定すべきものと決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

早川新平委員長

ありがとうございました。ここで理事者の入れかえを行います。5分再開という形で、委員の方、よろしく願います。3時5分です。

14：55休憩

早川新平委員長

休憩前に引き続き会議を始めます。議案第73号、平成23年度四日市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち監査事務局関係部分について、理事者のほうからご説明をお願いいたします。

議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計
歳出第2款 総務費
第6項 監査委員費

西村監査事務局長

監査事務局でございます。

監査委員におかれましては、常日ごろから、市の財政が公正かつ効率的に執行されていく……。

早川新平委員長

お座りください。

西村監査事務局長

かしこまりました。また、市行政の実績及び成果が住民の福祉あるいは行政水準の向上に寄与しているかどうかという、この2点について重点的に監査を実施されております。監査事務局は、その事務補助を務めさせていただいておるところでございます。本日はよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。以上です。

樋口監査事務局次長

監査事務局、樋口でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは私のほうから、監査委員費の決算の概要についてご説明をさせていただきます。決算書につきましては186ページ、187ページ、主要施策実績報告書につきましては75ペー

ジから76ページにかけまして、資料といたしましては、委員会の議案聴取会の際に少し触れさせていただきました決算常任委員会資料、監査事務局となっておりますもの、それと、その際に指摘を頂戴いたしました部分を、9月12日決算常任委員会総務分科会資料、監査事務局として、A4、1枚の裏表で提出をさせていただいております。それらについて、できるだけ重複を避けるような形でご説明させていただきたいと思っております。

それではまず主要施策実績報告書の75ページをごらんいただければと思っております。監査委員費、予算現額9096万円、支出済み額が9057万円となっております。四角のところでございますが、目的につきましては先ほど局長が申し上げたとおりでございます。指標といたしましては、定期監査等の実施、所属数ということで毎年、監査計画に基づいた監査の実施所属数ということで、平成23年度につきましては91所属、実績につきましては92所属となっておりますが、これは組織の見直しで1所属ふえたということに起因するものでございます。

説明の部分、ちょっと後にさせていただきまして、説明の下のところ、金額の内訳に触れさせていただいております。監査委員報酬、これは識見を有する監査委員さんを1人、それと議員から選出をいただいておりますお2人の監査委員の報酬でございます。特別出金につきましては常勤の監査委員の給与等でございます。それから一般職級につきましては事務局職員7人の人件費でございます。これらを合計いたしますと8920万円を超えまして、支出済み額の98.5%を占める状況でございます。あと一般的な経費といたしましては、その下の全国都市監査委員会等の負担金。これは全国、東海、三重県の都市監査委員会への負担金、12万1000円でございます。

76ページのほうに、一般経費ということで122万円挙げさせていただいておりますが、これは先ほどの都市監査委員会または研修等への参加に要します旅費、それから追録の加除の経費、またコピー用紙等々、一般的な事業費等、消耗品とかいった事務経費に要したものでございます。

次に決算常任委員会資料のほうをお開きいただければと存じます。1ページのほうに平成23年度定期監査の概要ということで、昨年度実施をいたしました定期監査の概要を、3ページに掲げさせていただいております。対象といたしましたのが81所属でございます。2ページ、3ページをごらんいただければと思っております。指摘事項が2ページ、意見等が3ページのほうに掲げさせていただいております。指摘事項の是正事項として是正を求めた所属につきましては、81所属のうちの62所属に上っております。内訳といたしましてはご

らんいただいたとおりでございますが、文書管理、支出事務といったところが多くなっておりまして、これで70%ぐらいの割合を占めております。右の意見の内容別件数につきましては、改善事項、要望事項ということで挙げさせていただいております。契約、人事、事務改善といったところが多くなっているところでございます。下のほうに行きまして、
、 ということで、多くの所属で見られる主な事項というのを挙げさせていただいております。

最後のページにつきましては、監査結果の指摘事項と意見の区分の基準ということで、是正事項、注意事項、改善事項、要望事項の区分としての考え方を挙げさせていただいております。下の四角につきましては、指摘をしたことに対する措置を講じたときの報告についての基準を挙げさせていただいております。

次にA 4、1枚の決算常任委員会総務分科会資料をごらんいただければと思います。これが、定期監査以外の実施をいたしました監査の概要でございます。A 4、1枚のものでございます。出資団体監査、財政援助団体監査、公示監査、公の施設の指定管理者監査、行政監査ということで、若干重複するところもございますが、合計11の所属の関連する部分についてそれぞれの監査を実施していただいたものでございます。

済みません。この、資料として今回出させていただいた分でございますが、来年度からは主要施策実績報告書のほうにこの概要も掲載させていただいて、数字だけではない、どこをやったのかというのが、主要施策実績報告書でごらんいただけるような形で改めたいと思っております。よろしく願いをいたします。

こういったことに関しましては、定期監査等につきましては、部長会議で局長が報告をしたり、電子掲示板のほうに掲載をしたりという形で、監査を受けていない所属に対しても課題を共有し、また適正な事務管理ができるようにということで注意喚起を図っているという状況でございます。大変雑駁でございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。ご質疑がありましたらご発言をお願いいたします。

野呂泰治委員

ちょっと、少し教えてください。資料のほうの1ページ、監査の視点、行政監査の項目とひとつの中ですけども、3番目の各種委員会、研究会、検討会、協議会等の設置及び運用状況となっていますけど、この辺はどんなんでしょうか。

なぜか言うと、ちょうど今、議会改革いろいろやっていますもんで。監査としてはどういうふうな。とにかく教えてください、おたくらの判断を。

西村監査事務局長

いわゆる、これは行政監査のテーマとしての項目でございます、この3番の各種委員会、研究会等々につきましては、一応3年間継続して、テーマとして行政監査をさせていただいたというところでございます。ことし、平成24年度は、いわゆる研修に重きを置いた、つまり職員の職場の中の研修とか外部派遣に対する研修とか、そういう研修項目と、それから内部統制ですね。この4月から市長部局のほうで内部統制について、そのあたり、力を入れてきていただいておりますというところもございまして、その項目に置きかえさせていただいたというところでございます。3年間継続してきたというふうなことで、その都度見直しをかけさせていただいたというところでございます。

野呂泰治委員

いろいろな検討会がありますね。あり方委員検討会とか何とかと、たくさんいろいろあるんですけども、その辺の議論が、いろいろ政策として出てくるんですけども、市民のほうと意見がなかなか合わない点もあるんだから、その辺の。金銭ばかりじゃないですよ、監査というのは。やっぱり政策についての、それが正当性があるかないかということも、やっぱり監査の対象に持っていったほうが。民間ははっきりそういうのになっとるんですわ。社長に対してノーは、監査は言えるんですわ、はっきり言って。そこまでの独立性があるようになっていきますからね。その辺もちょっと、見解違うかわかんけど、もしあったら教えてください。

西村監査事務局長

確かにそういう監査が今、民間では非常に監査については重要視されてきておるといふことも、これも言われるとおりでございますので、監査委員さんとしての非常に、OBとしてのご見識については、ご指導いただくについては、今後そういう中で十分検討をさせ

ていただければなと思っております。

野呂泰治委員

そういうあれじゃなくて、とにかくみずからはみずからでやっぱりやってみるということでないといけませんね。それと、もう一点だけですわ。住民監査ってありましたね、最後のところに1件出ていますわ。たしか僕らもろうておったと思うんですけど。住民監査請求ってどんな内容。主要実績報告書76ページの。

西村監査事務局長

案件としてはですね。

野呂泰治委員

何があったか、どんな内容だったか。

西村監査事務局長

案件としては既に公表させていただいておるんですけども、地上デジタルの放送に関しまして、住民監査請求が去年1件あったというところでございます。

野呂泰治委員

ありがとうございました。

早川新平委員長

他にございませんか。

笹岡秀太郎委員

数字の見方だけちょっと教えていただきたいんやけど。監査の結果で指摘事項が264件ということだわね。その内訳見ると、是正事項が143件中521件。年度別に見ると平成21年度から平成22年度の数字が随分大幅にふえとるって、両方ふえていますね。是正事項も38件から100件。これはどのように受け取ればいいの。

西村監査事務局長

今回、指摘事項といたしまして264件、トータルでというところでございますが。定期監査というのは2年に1回でございますので、この対象部局の264件、今回平成23年度にかかります比較といたしましては、平成21年度の101件というところの数字と、増減等についてはごらんをいただければなと思います。101件が264件に、2倍半ぐらいに指摘としてはふえてきたと。これは非常に、平成22年度から私ども、2人、1人の体制の監査から、3人が行きましていろいろと監査をさせていただいておるというところもございます。そういったこともございまして、この件数がふえてきたというところです。

内容としては、先ほど次長も申し上げましたように、非常に、私、部長会等々でもお話しするんですが、軽易なミス、ケアレスミスが多いということもございまして、何とか丁寧にお仕事をしていただくようにということで、再三そういった話はさせてきていただいておりますが、こういったところが散見されてきておるというところでございます。以上です。

笹岡秀太郎委員

わかりました。それとね、いつも指摘事項で、毎年、毎回同じのが出てくるんやけど、例えば基本的なところがなかなか改善されとらんかなと思うんやけど、その辺の指導、どいうふうな指摘しているの。例えば、請求書の日付漏れとか処理の遅延とか、これ、毎回何か指摘されとるような気がすんのやけど。

西村監査事務局長

もう、笹岡委員、おっしゃるとおりでございますので。本当に、もう少し見直してもらおうとか、そういうところがあれば、極論すれば3割、5割、こういった件数が減ってまいります。私ども、指摘件数はいわゆる監査事務局として、いわゆる法令等に照らして、違法とまでは言いませんけれども、そういったところに抵触するかというところの指摘は事務局でさせていただいておるわけです。ですので、私どもが指摘するのは、そういった、言葉は悪いですけども軽易なミスが大半を占めてきておるということから、先ほど来申し上げておりますけれども何とか、笹岡委員もそう思うんですが、丁寧に仕事をしていただくようなところを求めてはおるんですけども、なかなか状況としてはこういう結果であるというようでございます。

笹岡秀太郎委員

指摘の工夫が足らんのじゃないやろか。何かもうちょっと違う視点で、この指摘方法、変えてみたらどうなんやろ。

西村監査事務局長

今のご指摘いただきましたので、そのあたりもちょっと考える中で、何とか。先ほどこれ、申し上げましたけども、私どもの指摘件数がふえればええのかというふうなこともございますが、しっかりとした目で監査をするというふうなことも大事ですけども、仕事をさせていただくについて、もう少しシビアな視点を何とかもう少し考えて、私どももお話あるいは指導をさせていっていただきたいと考えております。以上です。

笹岡秀太郎委員

じゃ、しっかりと継続的に取り組んでください。終わります。

早川新平委員長

他にございませんか。

1点聞かせて、教えてください。主要施策実績報告書の75ページの一番下に、全国都市監査委員会等負担金の12万1300円というのは、全国一律なんですか。

樋口監査事務局次長

これ、内訳を申しますと、全国が8万9000円、東海が1万4000円、県が1万1300円、あとそれぞれの会議に参加した際の参加者の負担金というところが、合計、合わせて7000円という内訳になってございます。

西村監査事務局長

補足をさせていただきます。補助金等の見直しの一番、最終ページでございますけども、全国、東海、そして三重県というふうな、今、次長申し上げましたように三つの負担金がございます、それらは均等割りとか、あるいは人口割り等々で、そのランクが決まっております。非常に会費を集めて事業等々の中から繰り越しに係る金額があるなしという

ころのチェックもございまして、ここ数年来、その負担金につきましては下げてきて、見直しをかけさせてきていただいているというところの動きが、最終ページですけれども、一番下から三つ書いてございますが、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

早川新平委員長

他にございませんね。

(なし)

早川新平委員長

ではご質疑もないようですので、これより討論に入ります。討論がありましたらご発言願います。

毛利彰男委員

昨年に比べまして、定期検査の指摘事項あるいは意見等増加し、内容も充実が図られていると感じます。また議会選出の監査委員2名の方も適正な意見を申され、責務を十分に果たされていると聞き及んでおります。したがって、本件につきましては適正な管理がなされていると判断し、決算について賛意を表します。

早川新平委員長

ありがとうございました。分科会としての採決に入ります。

議案第73号平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、認定すべきものと決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。〕

早川新平委員長

ではありがとうございました。

ここで理事者のほう、入れかえをさせていただきます。5分程度、休憩に入ります。委員の皆さん、その場でできればお待ちください。

15：25 休憩

15：28 再開

早川新平委員長

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

それでは、決算常任委員会総務分科会の議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、財政経営部関係部分について、理事者からの説明を求めます。

議案第73号 平成23年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分

第5目 財政管理費

第7目 財政管理費

第22目 諸費中市民税課、財政経営課関係部分

第2項 徴税費

第4款 衛生費

第4項 病院費

第8款 土木費

第7項 下水道費

第11款 公債費

第12款 予備費

桜財産区

倭財政経営部長

財政経営部長の倭でございます。

平成23年度、議案第73号平成23年度四日市の一般会計及び各特別会計の決算認定ということで、済みません。この後、各課長のほうから説明のほうさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

川森管財課長

失礼します。管財課長の川森でございます。

よろしくお願ひをいたします。私のほうからは、歳出第2款総務費、第1項総務監理費、第1目一般管理費のうち管財課に関するものについて、主要施策実績報告書と財政経営部の決算常任委員会資料及び決算常任委員会総務分科会資料をもとにご説明させていただきます。

まず、歳入歳出決算書につきましては156ページから159ページ、主要施策実績報告書、その次に厚いものがございますが、こちらにつきましては40ページ上段より中段にかけて、管財課の欄ということでごらんいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは、管財課の業務目的は市有財産等の有効管理でございます。一元管理の公用車55台の適正な配車に努めてまいりました。平成23年度は86.4%以上の目標に対しまして、90%の実績を上げることができました。財政経営部の決算常任委員会資料をお開きください。

一番最後はA3のものになっているものがございます。よろしいでしょうか。

まず資料の1ページでございますけれども、平成23年度の月ごとの稼働率がござひます。稼働実績でございますが、6月から7月、それから10月から2月につきましては、90%以上の稼働率で運営することができております。本年度も車両台数の見直し等によりまして、引き続き公用車の有効利用の向上に努めてまいりたいと考えているところでござひます。

主要施策実績報告書に戻っていただきまして、40ページでございますが、表の下に、管財課所管の一般管理費の主なものといたしまして、民間車両の借り上げ経費ということで記載してございます。管財課所管のリース車両50台分のリース料、1276万円余りでございます。

もう一つ、資料があちこちして申しわけございません。決算常任委員会総務分科会資料というのがございます。後から追加で配付させていただきました資料でございます。そちらのほうの1ページをごらんいただきたいと思います。よろしゅうございますか。こちらのほうに、公用車に関する購入とリースの車両1台当たりの経費を比較したものをつくってございます。比較車両は平成23年7月に購入いたしましたダイハツハイゼットと、平成24年3月にリースを開始しました、同じくダイハツハイゼット。比較年数は現在のリース契約と同じ7年間で比較しております。なお、購入車両には内訳がございまして、リース車両のほうにつきましては、リース会社のほうに要請はいたしたんですが、実際のリース車両についての内訳は出さないということで明細がございません。ご承知をいただきたいと思います。

さて、車両本体価格についてでございますが、上段にございまして算出根拠、米印1の購入実績のとおりでございます。自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険につきましては、現行金額に基づいて算出しております。また、車検整備費につきましては、車両が古くなってまいりますと費用がかさんでまいりますので、こちらにつきましては米印2にございまして、地区市民センター所有の車両18台のうち、2年目、4年目、6年目の車で、実際にかかった車検費用の平均をもとに算出しております。さらに法定点検や車両修繕料も同様に、地区市民センター所有の軽貨物に要した費用の平均額をもとに算出しております。また米印3にございまして、一元管理で管理してあるリース車55台を購入に切りかえて管理いたしますと、臨時職員2名程度雇用して管理する必要がございます。この費用を1台当たりに換算した費用が、ごらんの約29万円でございます。以上のように1台当たりの経費を比較した場合、およそ25万円余りリースのほうが安いという比較結果となっております。

主要事業実績報告書40ページをごらんいただきたいと思います。四角の枠で囲ったその他の経費でございます。負担金としまして、市民の自主・自発的な公益活動を支援するため、行事等の参加者が負傷した場合の保険加入金でございます。保険料は751万円余りでございます。平成23年度の市民活動総合保険の保険金請求件数は41件。現時点で確定して

おります保険金請求額は140万円余りでございます。説明は以上でございます。

荒木財政経営課長

財政経営課長の荒木と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、第5目財政管理費につきましてご説明いたします。決算書におきましては160ページからでございます。説明につきましては主要施策実績報告書、先ほどの資料でございますが、46ページをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

目5 財政管理費でございます。支出額といたしまして、2049万4000円余ということでございまして、目的といたしまして二つございます。まず1点目でございますが、将来の財政負担を的確に把握し、健全な財政運営を図るということでございまして、指標につきましては全会計の市債残高ということで掲げてございます。実績につきましては、2098億円ということでございまして、昨年度に比べまして約65億円減額をいたしております。

市債につきましては、償還額以上に借り入れは行わないという方針のもとに、市債残高を減らしてきております。また、財政の健全化や持続可能な財政基盤の確立に努めるために臨時財政対策債の発行の抑制とか、財政調整基金の積み立てなどを行ってございます。また、最小の経費で最大の事業効果ということを目標に、補助金・負担金の見直し、経常経費の削減など、経費の削減に努めてきてございます。

結果といたしまして、先ほども申し上げましたが、起債残高につきましては2098億円まで減少してきております。また、地方公共団体の財政健全化に関する法律等に基づく四つの健全化指標、実績赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、いずれの指標も前年度を下回り基準内となっております。しかしながら、起債の残高に関するもの、起債にかかわるものでございますが、実質公債費比率とか将来負担比率につきましては、県平均や全国平均を比較いたしますと依然高い状況にございます。このことから引き続き、債務総額の抑制に努めていく必要があると認識してございます。

財政管理費といたしましては、479万円余ということになってございまして、主なものといたしまして、アルバイトさんの賃金でありますとか、あるいは予算作成に伴う事業費関係でございます。

続きまして、目的の二つ目でございますが、行財政改革プラン2011の実施により効果的・効果的な行財政運営を図るということでございます。指標につきましては、行財政改革プランの達成度ということで目標を掲げておりまして、実績といたしまして67.2%とい

うことになってございます。平成23年度からスタートしております四日市市行財政改革プラン2011におきまして、改革事項61項目ございますが、そのうち計画目標どおりの取り組みとなった改革事項が41項目ございましたが、計画目標どおりに進まなかった項目が20項目ございまして、達成状況としては目標を下回る67.2%という結果となりました。

また、取り組みといたしまして、指定管理者制度につきまして、更新時期に当たる4施設について選定審査を行うとともに、組織機構の見直しにつきましては発達総合支援室の設置のほか、組織体制の見直しを行ってございます。

経費につきましては、行財政改革推進費ということで、200万円余ということの決算額となっておりますが、主なものといたしまして、選定委員会や行財政改革推進会議に係る報償費でありますとか、あるいはモニタリングレポートの作成費等に係る需用費でございます。

川森管財課長

管財課、川森でございます。

引き続きまして、第7目、財産管理費についてご説明申し上げます。決算書は162ページから165ページまででございます。実績報告書につきましては48ページをごらんください。

平成23年度の予算現額6億4748万円余りに対しまして、支出額はおよそ6億2595万円で、執行率は96.7%、差し引き953万円余りの不用額が生じております。不用額の主なものといたしまして、決算常任委員会資料5ページ、一番下の欄、先ほど見ていただきました常任委員会資料のA3の部分、一番最後と言いましたが、A3の部分でございますが。その一番下、5ページのほうでございます。一番下、不用額調書というのがございまして、これの一番右に不用額が生じた主な理由というのがございます。主な不用額といたしまして、総合会館のチラーユニット更新工事の入札差金でございます。その他、不用額も同様に入札差金でございます。

主要事業の概要に戻っていただきまして、管財課の主要な事業目的につきまして、市有財産等の有効活用が主な事業目的でございますが、資料となっております普通財産の貸付処分件数につきましては、目標200件以上に対しまして実績190件と、目標を若干下回っております。なお、平成23年度の新規貸し付けの内訳につきましては、決算常任委員会資料の2ページのほうに、普通財産新規利活用の一覧を掲載しておりますので、ご確認いただ

きたいと思います。

続きまして、主要施策実績報告書48ページに戻っていただきまして、財産管理費の主な内容についてご説明申し上げます。中ほどより少し上の行をごらんください。まず、市有財産管理費、1億8374万円余りの内訳でございますが、市有林管理費600万円余りにつきましては水沢市有林の管理に応じた経費で、大半が臨時人夫賃でございます。車両管理費3411万円余りにつきましては、市名義の公用車、約400台の保険料や自動車重量税と管財課所管の公用車の燃料費、車検・修繕料、駐車場使用料等でございます。

四角の枠で囲みました自動車損害保険につきましてはごらんのとおりでございますが、なお、自賠責保険と任意共済の加入件数の違いでございますが、自賠責保険が車検の都度加入するのに対しまして、任意共済は毎年加入するということでございます。この違いでございます。したがって平成23年度は、車検をしたのが184件でございますので、自賠責保険も184件の加入というふうになっております。右側、備考欄の共済金収入でございますが、平成23年度中は保険金が支払われた件数と金額でございます。

続いて普通財産管理費1496万円余りにつきましては、旧・暁大教職員住宅の解体に要した費用が主なものでございます。また、その次の公共施設、ストックマネジメント事業、1億2846万円余りにつきましては、総合会館のチラーユニット更新工事など、総合計画の推進計画に挙げた事業費でございます。市庁舎管理・運営費4億4048万円余りにつきましては、市庁舎北館総合会館本町プラザの管理運営、設備の維持、保守点検、警備、清掃等に係る経常的な経費でございます。48ページ下段と次のページ上段の表はそれぞれ、建物の損害保険の実績に関する表と、その5階か8階の集会施設の利用状況でございます。説明は以上でございます。

内田財政経営部次長兼市民税課長

財政経営部の内田でございます。

私のほうからは歳出第2款、総務費第1項、総務監理費のうち、第22目諸費のうち財政経営部関係部分、続きまして第2項の徴税費までをご説明申し上げます。

ご説明申し上げる前に、1点、資料につきまして訂正をお願いしたいと思います。主要施策実績報告書の69ページでございますが、ちょうど中ほどに土地異動通知書電子化作業の行が抜けてございましたので、補記のほうをよろしく願います。まことに申しわけございませんでした。

それでは、第22目、諸費のうち、財政経営部関係部の市民税課の返還金、過年度国県支出金等返還金及び積立金についてご説明申し上げます。決算書は176ページから177ページでございますけれども、主要施策実績報告書の67ページ、68ページで説明いたしますので、主要施策実績報告書67ページをお開きください。

67ページのうち財政経営部関係は、ページ下に記載がございます、市民税課の償還金の部分でございます。まず市税課の返還金は、2億7000万円余りの支出済みとなってございまして、その内訳としましては法人市民税の還付金が最も多く、1億9300万円余りとなっております。そのほかの還付としましては、過年度分の確定申告等による個人住民税の還付や固定資産税関係の地目変更、家屋の取り壊し等によって、還付が7800万円余りとなっております。過誤納による還付は予想しにくいということもございまして、700万円余りの不用額が生じてございます。

それから次に、過年度国県支出金等返還金は290万円余りの支出済み額となっておりますが、これは生命保険の死亡保険金を年金形式で受け取った場合に、年金受給権に相続税が課税され、また毎年受ける年金にも所得税が課税されたということがございまして、平成22年7月6日の最高裁の判決によって、これは二重課税であるとされたことから、所得税の返還が始まってございまして、それを受けて該当する住民税の返還を行ったものでございます。平成23年度は290万円余りを支出してございます。

次にページをめくっていただきまして68ページ上でございますが、の積立金でございますが、財政調整基金を初め、財政経営部所管の4基金について、28億100万円余りの積み立てを行いました。各基金の平成23年度残高は記載のとおりでございます。

引き続き、第2項徴税费についてご説明申し上げます。決算書は176ページから179ページでございますけれども、主要施策実績報告書の68から71ページでご説明申し上げます。また、必要に応じましては決算常任委員会資料、インデックスが張ってある資料ですが、の財政経営部、あるいは歳入のほうにも関連資料がございますので、ご準備のほうをよろしく願います。

まず主要施策実績報告書の68ページをごらんください。目1、税務総務費でございますが、予算現額5億6000万円余りに対しまして、支出済み額は5億5900万円余りでございます。不用額は200万円余りとなっております。支出の内容につきましては、市民税課、資産税課、収納推進課、事業所税推進室の3課1室の職員、再任用職員、嘱託職員を含めました85名分の人件費のほか、固定資産評価審査委員会の委員3名の報酬などございま

す。

次に目2、賦課徴収費でございますが、これも税3課1室の事務事業費でございます。予算現額2億9800万円余りに対し、支出済み額は2億6700万円余りでございまして、不用額は3000万円余りとなっております。不用額につきましては、主に納税通知書など、市税賦課関係帳票の印刷製本費や委託料の入札差金でございます。詳細につきましては総務常任委員会資料、財政経営部の5ページのほうに記載させていただきます。

続きまして、主要事業の概要をご説明申し上げます。主要施策実績報告書の68ページ-71ページにかけまして、市民税課、資産税課、事業所税推進室、収納推進課の順に記載させていただきます。市民税課は68ページ下から69ページ上になりますが、個人市民税、法人市民税、軽自動車税などの賦課事務を行っております。適正な市民税等の課税を行うために、課税誤り訂正件数の削減を目標としまして、課税の根拠となる申告書などの資料と電算処理の結果、これの全件照合などに努めましたが、個人市民税で36件、軽自動車税で5件の課税誤りがございまして、目標を達成することができなかった状況でございます。今後も照合作業に力を注いで、課税誤りの削減に取り組んでまいります。主な経費につきましては69ページ上に記載がございましたように、市民税賦課経費として5400万円余り、それから申告納税電子化経費として1600万円余りでございます。

次の資産税課は、土地家屋償却資産に対する固定資産税等の賦課事務を行っております。土地家屋につきましては適正な課税を行うため、土地家屋に係る税更正件数削減を目標にしまして、実地調査と並行して地番家屋図、航空写真の活用により、課税客体の的確な把握に努めた結果、目標を達成することができました。主な経費につきましては、固定資産税賦課経費として7500万円余り、緊急雇用創出事業費として1300万円余りとなっております。

次の事業所税推進室は平成22年8月から課税を開始し、昨年度に初めて通年課税となったことでもございまして、未申告率ゼロ%を目標として、固定資産税や法人市民税の課税データをもとに現地調査と行い、申告対象者の把握に努めたところでございます。1社においては、対象面積の算出に時間を要したことから、平成23年度内の申告には至りませんでした。本年度に入って申告をいただいております。経費につきましては、事業所税賦課経費として200万円余りでございます。

次の収納推進課は納税事務・徴収事務を行っておりまして、まず納税事務関係は69ページ下から70ページにかけてでございますが、自主納税の一層の推進を目的として口座振替

加入の勧奨・促進に引き続き努めたところでございます。また納税環境の整備の一環として平成21年度より導入した、軽自動車税のコンビニ納税につきましては、件数・料率とも上がっております。結果としまして、70ページの表にございますように、納期内納付率は目標を上回り、前年度より0.1何ポイント向上させることができました。平成24年度からは、市民税、県民税、固定資産税、都市計画税のコンビニ納税を開始しておりまして、今後も納税者の利便性向上を図り、口座振替の促進を中心に、納期内納付率の向上に努めてまいります。主な経費につきましては、70ページ上のとおり、自主納税推進経費1300万円余り、市税前納報奨金2500万円余りでございまして、また参考としまして口座振替、納期内納付、それから軽自動車税のコンビニ収納の状況につきまして70ページの表に記載させていただきます。

次に、70ページの中段からの徴税事務でございますけれども、滞納抑止で最も重要な初期滞納対策としまして、早期の電話交渉や夜間窓口、月末・休日窓口の開設など、納付相談体制の充実を図っております。また、累積滞納者対策としましては、粘り強い交渉を行い、督促や呼び出しに応じない案件につきましては、差し押さえ等、早期の対応処分に努めるとともに、高額累積滞納者で徴収困難な案件につきましては、三重県地方税管理回収機構へ移管を行い、早期解決に努めたところでございます。こうした取り組みの結果、収納率につきましては目標を上回り、前年の実績も上回ることができました。年度末未納額につきましては71ページ上の表のとおり22億4400万円余りとなり、前年度に比べまして6150万円ほどの削減をすることができました。このほか、平成22年度から開始しました税外収納事務につきましては、各担当部署より移管を受けた困難案件につきまして、納付誓約の取りつけ、または差し押さえ等の滞納処分を行いました。引き続き効率的な滞納整理により、滞納の削減に努めてまいります。税外債権の収納率につきましては、71ページの二つ目の表のとおりでございます。主な経費につきましては70ページ下にございまして、累積滞納者対策事業費として500万円余り、税外債権滞納整理事業費として1300万円余りで、三重県地方税管理回収機構への負担金が1000万円余りでございます。

あわせて、総務常任委員会資料、歳入の資料で恐縮でございますが、歳入のインデックスが張ってある資料をご準備いただきたいと思っております。その資料の1ページから6ページにかけてでございますが、市税収納率の推移などについて資料をつけさせていただいておりますので、説明させていただきます。まず1ページでございますけれども、最上段及び中段のグラフにつきましては、市税の収納率の変遷をグラフ化しているものでござい

まして、上段のグラフの全体収納率は平成22年度の96%、平成23年度は96.3%と微増しており、現年課税分とか滞納繰越分も含めまして前年度の率を上回っております。下段のグラフにつきましては、処理未済額と滞納者数の推移をグラフとしたもので、滞納者数を500人ほど減らしておりまして、未済額も6150万円ほど削減できた結果となっております。

次に2ページをごらんください。三重県下の14市の収納率の状況を載せさせていただいております。本市は前年と同様に県下重要市中2位となっております。

続きまして資料の3ページでございますが、先ほどの2ページの表は県下14市でございましたけれども、地方行財政調査会が定点観測としまして全国97市の収納率を調査しております。その資料の上位をまとめたものが3ページの資料でございます。本市の収納率は97市中、第11位でありまして、97市平均あるいは政令都市19市の平均、人口30万人以上42市の平均、全てを上回っておる状況でございます。

続きまして4ページをごらんください。平成23年度の市税での不能欠損の内訳を記載しております。市税合計では右の表のとおり人数で1359人、金額でいいますと1億2364万円余りとなっております。

それから、続きまして5ページでございますが、市税債権に係る過去3年間の差し押さえ状況をまとめてございます。23年度では、不動産、債権合わせて1258件の差し押さえを行ったところでございます。

続きまして6ページをごらんください。三重地方税管理回収機構の徴収実績をまとめたものでございますが、この表は左端の列に移管年度、債権を移管した年度、それから表の上段の年度につきましては収納した年度というふうにしてまとめてございます。23年度につきましては1087万1000円の負担金を支出してございますが、本市では処理困難事案を55件移管しておりまして、機構において、4318万6000円余りの徴収をしていただいております。ちなみに負担金の内訳につきましては、表の上に記載してございますとおり、負担金は定額の均等割りと移管件数に応じた件数割り、あるいは徴収出来高に応じた実績割りの合計が負担金となっております。説明は以上でございます。

荒木財政経営課長

財政経営課、荒木と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、続きまして第4款、衛生費でございます。第4項、病院費につきまし

てご説明させていただきたいと思います。決算書につきましては216ページでございます。説明につきましては実績報告書の139ページをごらんいただきたいと思います。

139ページでございます。項4、病院費のうち、目1、病院整備費でございます。支出額といたしましては、15億8200万円余ということでございまして、市立四日市病院事業会計へ繰り出し基準に基づきまして支出してございます。内訳といたしましては、負担金4億2300万円余ということでございまして、補助金といたしまして6180万円余ということでございます。また、出資金でございますが、企業債の償還金に係る部分と施設整備に係る部分で出資金として支出いたしました。また施設整備に係る部分のその他特財でございますが、これにつきましては市立四日市病院整備基金からの繰入金を充当してございます。また、市立四日市病院整備基金を運用いたしまして得た運用益を、積み立てを行ってございます。

引き続きまして、第8款土木費、第7項下水道費についてご説明申し上げます。決算書につきましては、246ページ、説明につきましては、同じく実績報告書185ページをごらんいただきたいと思います。

項7、下水道費でございます。支出総額といたしまして69億2500万円という金額を支出してございます。これにつきましても、公益事業でございます下水道事業会計に、繰り出し基準に基づきまして、雨水処理費に係る部分あるいは下水道の雨水処理費、基準内の部分でございますが、これに関しまして支出いたしました。内訳といたしまして負担金、これ、雨水の部分でございますが、48億500万円余ということでございまして、補助金につきましては21億1900万円余ということになってございます。また、補助金の主なものとしたしましては、流域下水道、企業債償還金でございますとか、流域下水道の建設費負担金、あるいは下水道の高度処理費に係る部分などでございます。

引き続きまして第11款、公債費についてご説明申し上げます。決算書につきましては272ページでございます。ご説明に関しましては実績報告書219ページをお願いいたします。款11、公債費についてでございます。目1、まず元金でございますが、支出額といたしましては98億670万円余ということになってございます。目2、利子でございますが、これに関しましては地方債利子、今まで発行しました地方債の利子に係る部分と、一時借入金利子という二つがございまして、地方債利子に関しましては15億円弱ということでございまして、一時借入金利子といたしましては969万円余ということになってございます。また利子の不用額でございますが、9000万円余ということで不用が出てございますが、これ

に關しましては借入額及び借入金利が見込みを下回ったことによるものでございます。

引き続きまして、第12款、予備費につきましてご説明を申し上げます。決算書につきましては、同じく272ページ、ご説明に關しましては実績報告書220ページをお願いいたします。款12、予備費でございます。充用額といたしまして3000万円を予備費から充用いたしてございます。内容につきましては、東日本大震災の復興支援のため、岩手県、宮城県、福島県に対しましてそれぞれ1000万円を見舞金として支出したものでございます。私からの説明については以上でございます。

川森管財課長

管財課の川森でございます。

私のほうから引き続きまして桜財産区の決算についてご説明申し上げます。決算書430ページから437ページまででございます。主要施策実績報告書につきましては、294ページから206ページでございます。主要施策実績報告書のほうでご説明申し上げます。294ページをお願いいたします。

決算状況でございますが、歳入につきましては決算額3626万円余り、歳出につきましては234万円余りで収支3392万円余りとなっております。歳入の主なものにつきましては、294ページ中段の財産貸付収入、343万円余りでございます。主に四日市市まちづくり振興事業団へ、四日市スポーツランド用地として約8.2haの土地貸しつけ料でございます。あと、前年度から繰越金が3281万円余りとなっております。歳出につきましては295ページから296ページをごらんください。主な支出といたしまして、開催しました桜財産区管理会の委員報酬、16万5000円余りと、財産管理会委員の選挙費用、それから財産区の山林等に係る経費でございます。

296ページ下段の予備費につきましては、台風等の災害に機動的に対処するため、2870万円を計上しておりましたが、実際の執行はございませんでした。説明は以上でございます。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。委員の皆様にお諮りをさせていただきたいと思いますが、このまま質疑のほうを続けさせていただきますか。皆様、どうでしょうか。じゃ、続けさせていただきます。じゃ、説明はお聞き及びのとおり。ご質疑があれば発言をお願い

いたします。

毛利彰男委員

済みません。わかってないところがあるんで。主要施策実績報告書の69、70ページですね。自主納税の一層の推進というところで、70ページのところに書いてある市税前納報奨金、これもなくなったんでしたっけ。もう、今度から。

矢田収納推進課長

平成24年度からなくなりましたので、平成23年度はまだ制度がありましたので、出金したのでここに挙げております。

毛利彰男委員

その上の、自主納税推進経費というのは、何に使うの。どういう。

矢田収納推進課長

まず、この言葉どおりでいきますと、まず口座振替を、納期内納付に一番確実なのが口座振替という形ですので、まず口座振替の推進をするためにダイレクトメールを送ったり、そういう形の費用のために、印刷費とか、そういうふうに使っております。

毛利彰男委員

それが1367万円ということですね。これもなくなるの。なくならへんのやな。

矢田収納推進課長

前納報奨金だけなくなったんでありまして、口座振替は今後もずっと続けていく予定です。

毛利彰男委員

よくわかりました。それで、質問したいのは、これ、県の支出金が出とるけども、1367万円使うてさ、実質0.02%が増加しとるだけやな。要するに、費用対効果というか。こんな1367万円も使って、そのダイレクトメールを送ってね。それで口座振替しても、逆にコ

コンビニでの収納手間賃払わなあかんわけでしょ。それで税金は一緒やわな。そやから、これ、せんでもええの違うかと。そういう、極端な意見な。1367万円も使うて、こんな口座振替のダイレクトメールを送らんでも、これ、もうこれ以上上がらへんの違うかという気がして、もったいないなと。それで、市税前納報奨金も、これ、あるとすればトータルで3900万円ぐらい使うわけですわ。それで、前納のほうも0.17ポイントしか上がってないし。要するに言いたいのは、もうやめてしもたらどうと。効果ないんじゃないということをお願いしたかったんですが。

矢田収納推進課長

まず、ちょっと説明が不十分でしたので、お謝りしたいと思いますけれども、この自主納税推進経費、まず一番大きなのは口座推進なんですけど、コンビニで支払っていただく手数料も入っております。まあ確かに口座振替自体が、余り率も上がってないし件数も数千件ということで、新規で5000件弱ですので、それほど効果がないんじゃないかということをおっしゃっていただいておりますけれども、ただ費用対効果という形でいきますと、実はコンビニで納めていただいたりするよりも、口座引き落としのほうが安いわけなんです。コンビニは、値段でいきますと57円ちょっとかかるんですが、口座振替ですと10.5円で済みますので、やはりうちとしては口座振替はどんどん進めて、できたらもっと率を上げたいというのが私どもの考えでございます。

毛利彰男委員

1367万円のうちのコンビニ手数料の支払いは幾らぐらいになつとんの。ほとんど占めとんの。大体でええわ。半分ぐらいいつとんのか。微々たるもんやったら、これ、要するに広告宣伝費にこんなにかかるとんのやったら、もうやめとったらええの違うという。それが言いたいわけですわ。座って、訂正だけ入れてもらえばよろしい。

矢田収納推進課長

126万円でございます。

毛利彰男委員

そしたらやっぱり、PR料が高いですやんか。6割か7割は占めとんでさ。ちょっと考

えてほしいな、これな。これぐらい要るのかな。でも費用対効果という面でいけば、やっぱり。そんな、プラスマイナス、損なことをやっとなやないかということをお願いんだけど。

矢田収納推進課長

ダイレクトメールについては、やはり効果が非常に薄い部分もあるということで、ちょっとターゲットを絞ったりして、もうむやみに送るというのではなくて、もう少し、ちょっとダイレクトメールですぐ反応してもらうような感じに絞って、費用対効果をもうちょっと上げていきたいと思います。

毛利彰男委員

こんな悪い紙で、わら半紙でええで、そんな感じで経費節減をお願いします。

森 康哲委員

総務分科会資料の、後から出てきた資料、公用車に関する購入とリースの資料なんですけれども、全くでたらめが書いてあるんで、ちょっと説明してほしいんですが。リースのところで、普通、車の購入するとき、リースで買う場合は、例えば7年間のリースを組む場合は7年後の残価設定をしてから買うんですよ。金利を上乗せして管理費用を上乗せして、それを7年で割ってはじき出すんですけれども。全くこれはなっていない表なんで、その辺ちょっと説明してほしいんですけど。

川森管財課長

このリース料の月額1万4970円というのは、実際に平成23年度に導入したダイハツハイゼットの車の1万4970円が月額であるということで、これに12カ月掛け、さらに7年分を掛けた125万7480円がリース料ということになっております。

森 康哲委員

だから、通常、購入するよりもリース料のほうが安くなることはあり得ないんですよ。というのは、リース会社のもうけは乗っけて出さないとリース会社は破産してしまうんで、あり得ないんですけど。

川森管財課長

ですから、この1万4970円、1月当たりの1万4970円にはリース会社のもうけは入って
ございます。ただし、ちょっと見ていただくとわかるんですが、下から、計の二つ上の人
件費でございます。これは先ほどもご説明させていただいたんですけれども、通常、購入
に関しまして人件費というのはかかりません。ただ、リースを今しております車55台を、
今後直営で職員が管理していこうとすると、これが1台当たり28万9823円の人件費がかか
ると。これが上乘せしてございます。したがって、単純に買った購入した価格、そし
てリースをする金額、これだけでは実際の金額だけで見れば、当然購入のほうが安くなり
ますけれども、実際そういった人件費等のこともかかってまいるわけでございますので、
そういうのも合わせて入れないと実際の比較にはならないのではないかとということで、こ
ちらのほうに入れさせて示させていただいたわけでございます。以上でございます。

森 康哲委員

私が言ってるのは、判定根拠のところの米印1、値引きが28万3843円。これ、ダイハツ
のハイゼットって軽トラックのことですよ。軽バン。

川森管財課長

ワゴンでございます。

森 康哲委員

軽バンですか。

川森管財課長

軽バンですね。

森 康哲委員

軽バンですか。軽バンでも軽トラックでもそうなんですけども、軽自動車の値引きは28
万円もなることはあり得ません。それと、軽自動車の附属品が23万1300円というのはあり
得ないです。せいぜい二、三万円のもんです。

川森管財課長

まず附属品のほうでございますけれども、こちらにつきましては当然、公用車として必要な、例えばスピーカーなりマイクであったり、あるいはアンプであったり、等々の附属品が必要になってまいりますので、そういったものが入っております。それから、値引きにつきましては、あり得ないかどうかというのは、あくまでも実績でございますので、そういうふうに記載させていただいているとおりでございます。

森 康哲委員

車の値引きとしてこういうふうには上がってくるのではないと思いますし、附属品という書き方ではなくて、架装ですね。架装費が幾らというふうには書かないと、附属品というのはマットとかバイザーとか、そういうことの備品のことを言うのであって、こういうところに載せるのであれば架装費幾ら、附属品幾らと分けないとわからない。

川森管財課長

申しわけございませんでした。今後、そういった形で示していきたいと思っております。

森 康哲委員

そういうのを含んで、値引き等々おかしな点があるので、注文書の提出をお願いしたいんですけれども。実際に売買したということであれば。あと、車両償却処分費、マイナス3万円と書いてあるんですけども、通常、軽のバンを7年乗って、廃車にはあり得ないんで。10年乗っても値段がつくんですよ。オークション価格、1回調べて、また資料として出していただけないでしょうか。数十万円の値段がつくはずなんで。

早川新平委員長

今、毛利委員がおっしゃった値引きの28万3843円というのは、1台当たりでいったらないと思うんだけど、例えばこれ、50台まとめて買うから1台につきこれぐらいを引くという可能性はあるかもわからんけど、1台買うからこれだけ引くということは、森委員がおっしゃったようにあり得ないと思う。だから、そのところがね、現実には実績価格やって今、課長おっしゃったので、資料があれば。資料請求でしょ。できますか。という話や

から。誰が言うの。

笹岡秀太郎委員

議事進行で、今すぐ資料出やんと思うんで、今からすぐ。それは出てくるでしょ、そんなもん。書類あるんやから。森委員の言うの。急いで準備をしていただいて議事進行されて、違うところにかかったどうですか。もう違うところ行って。

早川新平委員長

わかりました。ありがとうございます。課長、今、笹岡委員がそういうふうに言ったんで。資料は今すぐは出ないんですね。じゃ、後ほどという形ではできるんですか。

川森管財課長

後ほど提出させていただきます。

早川新平委員長

他にご質疑ありますか。

笹岡秀太郎委員

目7、普通財産の新規活用一覧のところちょっと教えていただきたいんですが。主要実績報告書は48ページで、決算委員会資料は2ページですね。まず、この有効活用のコンセプト、部長、ちょっと教えてくれやん。

倭財政経営部長

この財産管理費の目的という形の考え方でよろしいでしょうか。これ、まあ一応、普通財産のうち売り払い可能というふうなところも書いてございますけれども、ここにございますように、当然、市の持っている施設につきまして、売却可能なものは売却する。それから貸し付けというふうなところについて、できるものには貸し付けということで、現行持っておる財産について、できるだけそういう形での収入を確保するということが一つあると思います。以上でございます。

笹岡秀太郎委員

その上で、ちょっとお伺いしたいのは、活用が利活用で1件という、内部駐在所敷地というのが出てきますね。これ、新たな用途としては内部地区市民センターの敷地というふうに表示されていますが、この内部地区市民センターとして増設をしなくてはならない大義があったのかどうか、まず教えてください。

倭財政経営部長

済みません。ちょっと聞き取れなかったんですけど。

笹岡秀太郎委員

改めて。利活用の内部駐在所敷地を新たな用途として内部地区市民センター敷地として表示されていますね。この敷地として、いわゆる増設という形なんかな。という形ではなくてはならなかった理由、ありますかということを知りたいの。

言いかえるなら、行政財産として活用する意義というのを教えてくださいませんかということです。

川森管財課長

内部地区市民センター、ご承知のとおり駐車スペースとして余り台数をとめることができないということで、この場所について駐車場として活用したいというふうに聞いております。

笹岡秀太郎委員

これで何台ぐらいとめられるんですか。というか、何台ぐらいとめられたのですかということ。

川森管財課長

申しわけございません。そこまで、現地に行って確認はしてございませんので。

笹岡秀太郎委員

特に大事なこともありません。大事なこともありません。新たな用途として増設をしていくん

なら、理由が、恐らく駐車場が狭いという理由があったんでしょけど。実は今、部長が言われたように、利活用という意味でいうと、この敷地を民間で買いたいというところもあったやに聞いています。それはどうなんですか。そのときの判断は、いわゆる内部地区市民センターが駐車場の敷地が狭いから、どうしてもこの土地は新たな財産として増設しなくてはいけなかったということの理解でいいんですか。というのは、売り手があったわけですよ、民間に。その辺の考え方を聞いてんの。

中山管財課課長補佐

管財課の中山でございます。

この敷地につきましては、三重県警のほうで内部駐在所として使っておられまして、その内部駐在所が別のところに内部交番として移転をいたしました。新しく内部交番ができて、駐在所としての機能がなくなったというところで、建物だけが残っておりました。県警のほうで予算がついて、これを除却する、更地化するという中で、地元の地区市民センターのほうから、このままセンターの駐車場用地として、もう建物がなくなったらすぐにも、センター敷地としてほしいという形で以前から要望をいただいております。私どもとしては、更地化したら市民文化部のほうに所管がえをするという形で動いております。特に周りの方に売却云々というようなご意向というのは伺っておりません。

笹岡秀太郎委員

買いたいという人がたまたま見えたんで。そういう情報、じゃなかったということやね。そういうふうに理解しますわ。そしたら、これを購入するときのプロセス。どういうふうな手続で購入なさったか、それを教えてくださいませんか。プロセス。今聞くと、地域の要望があったから購入したと、こういうことやけど。プロセス。どういうふうな手続でここをお買い求めになりましたかということ。

川森管財課長

もともと、これは市の土地でございます。その市の土地の中に内部駐在所敷地として、逆に県警のほうに貸し付けていた。そういう土地でございます。ですから、購入したというものではございません。

笹岡秀太郎委員

だから、そのときに民間も、欲しいというところがあったわけやんな。要するに利活用なもんで、ここでいうと、民間が欲しいよというところがあれば、広く売ってもええわけやわな。ということを使うとんのやけど。

川森管財課長

当然、まあそういったことも、もしそういうご要望があれば、当然そのときに検討することにはなるかと思いますが、しかし現状として、市としてその土地を有効に使いたい、市の用地として有効に使いたいということであれば、売却するよりもそれをやはり優先にするべきだと私は考えているところでございます。

笹岡秀太郎委員

そういう判断をなさったということで、理解したらええんやね。

川森管財課長

もう一度申し上げます。私どもがこの土地を整理するときに関しましては、そういったご要望は聞いておりません。

倭財政経営部長

済みません。改めて、ちょっとそこら辺の、まあ駐車台数とか、今そこら辺も笹岡委員さん、おっしゃられましたもんで、そこらも1回改めてちょっと確認だけはさせていただきたいと思うんですけどもよろしいでしょうか。

笹岡秀太郎委員

ただ私は、購入希望があったというふうに情報としては聞いているので、ないとおっしゃっているのやったら、もうないんだろうから、事実関係だけ確認しといて。ただ、今言うたように、増設するやっぱり大義があるはずやからね。また後ほどで結構ですから、説明してください。

倭財政経営部長

念のため、ちょっと確認をさせていただいて、報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

笹岡秀太郎委員

あわせて、全体の何かわかるもの、内部地区市民センターの敷地と。何ていうの、あれは。

倭財政経営部長

例えば図面に、これまで何台ぐらい駐車台数があって、今回これによってどんだけとまるようになったとか、そういう具体的な内容ということによろしいでしょうか。

笹岡秀太郎委員

以上です。

早川新平委員長

ついでと言うと申しわけないが、その下の富洲原甚五兵衛池というがあるので、これ、ジングベエって読むんですけど、ことしの3月1日からの期間になって、民間法人となっているんやけど、普通、あの駐車場というのは、富洲原小学校とか社協とか、あるいはあそこの運動会とか、いろいろな関係で市のもんやというふうにみんな置いとるんやわな。看板も立ってへんし、ここの法人さんというのはわかるんかな。言えるんかな。私らも知らないんだけど。ことしの3月からということやで、まだ半年ぐらいですから。

川森管財課長

ご指摘のとおり、富洲原甚五兵衛池には小学校、社協等、保護者等も使っております。これ、あくまでも富洲原甚五兵衛池の全てをここに貸しているということではなくって、ごく一部をこちらのほうの従業員の駐車場に貸しているということでございます。

早川新平委員長

ありがとうございます。そうすると、その面積によって、何というのかな、貸付料は決定しとるということですね。

川森管財課長

そのとおりでございます。

早川新平委員長

わかりました。ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

芳野正英副委員長

ちょっと済みません。ちょっと言おうと思った。関連で、そうすると面積で言うと、この300㎡の一部を貸しているということの認識でいいんですかね。

川森管財課長

貸している面積が300㎡ということでございます。

芳野正英副委員長

そうすると、その上の水沢の東沖宅地と比べても、貸付料が大分違うなというふうな認識があったんですが、その点はどういう形で貸し付けているのでしょうか。

川森管財課長

失礼します。要するに、ご指摘のとおり、水沢のほうは322.42㎡で5万6260円であると。それから甚五兵衛池のほうは300㎡で2万1224円であるということでございますが、これは平成23年度の貸付料でございます。水沢につきましては10月から貸し付けをしております。甚五兵衛池のほうにつきましてはことしの3月からでございますので、1カ月分ということでございますので、その金額の差が出ているということでございます。

早川新平委員長

よろしいですか。他にご質疑ございませんか。

(なし)

早川新平委員長

今のところはないということで、本日はこの程度にとどめ置きます。続きは明日10時からということで、本日はお疲れさまでした。

16：31閉議